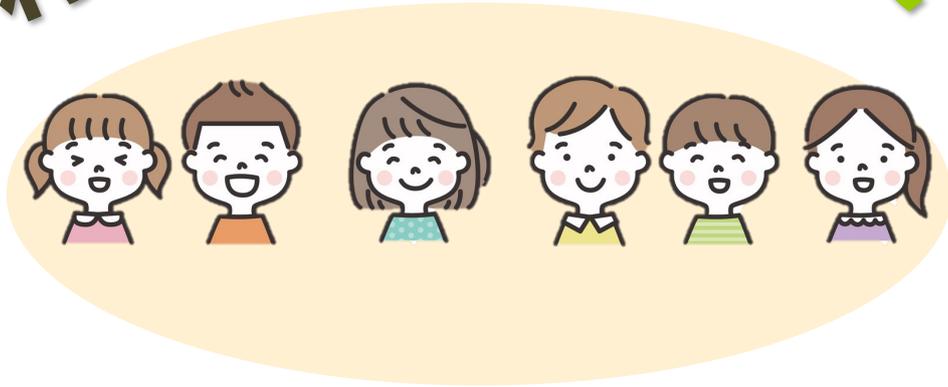




第3期 利根町子ども・子育て



支援事業計画

令和7年度～令和11年度

安心して子どもを産み健やかに子育てでき、
子どもが夢を持ち輝き続けられる環境づくり

令和7年3月

茨城県 利根町

はじめに

このたび、妊産婦、子育て家庭、子どもを切れ目なく支援するため、本町の子ども施策の基本計画となる「第3期利根町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第3期計画では、第2期計画の基本理念や基本的な視点を踏まえつつ、社会情勢や国の動向を注視しながら、時代の変化とともに生じた新たな課題への対応を追加し、子育て世帯のニーズ調査結果も取り入れました。また、これまで行ってきた取組も継続して推進していくこととしています。



本計画の策定にあたり、子育て中の町民の皆様にはニーズ調査にご協力いただき、貴重なご意見をいただきました。そして学識経験者、保育・教育関係者、子育て支援者の方々などに参画いただいた「利根町子ども・子育て支援会議」にて御議論をいただきました。町民の皆様をはじめ、利根町子ども・子育て支援会議委員ならびに関係各位に対しまして、この場をお借りして、心から御礼を申し上げます。

全国的に少子高齢化が進むなか、特に本町はその傾向が顕著になっています。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加などにより、子育てを取り巻く環境は変化し続けています。それにより、子育ての負担や不安、孤立感などが高まり、教育・保育サービスや地域における子育て支援などのニーズは多様化しています。

本町では、妊娠期から子育て期における切れ目のない相談・支援を行う「こども家庭センター」を令和6年4月に新たに開設いたしました。

国では、令和5年4月に新たに「こども基本法」が施行されました。この法律では、すべてのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定について定められています。

本町で育っていくすべての子どもたちと、その子育て環境を支援していくため、家庭・地域社会・行政など全体で連携して支援体制を構築していきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

利根町長 佐々木 喜章

目次

I. 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
II. 子育てを取り巻く現状と課題	7
1 人口・世帯	9
2 出生・就労	15
3 教育・保育の状況	18
4 子育て支援事業の提供体制	22
5 ニーズ調査からみる地域の現状	23
6 団体・事業者ヒアリング実施結果概要	31
7 利根町の子育て環境についての課題	33
III. 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	37
2 基本的な視点	38
3 基本目標	40
4 施策体系	43
5 計画の推進体制	44
IV. 子ども・子育て支援事業の展開	45
1 教育・保育等の量の見込みについて（概要）	47
2 将来の子どもの人数の推計	48
3 教育・保育提供区域の設定	48
4 教育・保育の量の見込み	49
5 地域子ども・子育て支援事業の見込み	52
6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上	61
V. 分野別事業の展開	63
基本目標1 子どもと子育て家庭への支援充実	65
基本目標2 親と子の健康の確保と増進	68
基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備	71
基本目標4 安全な子育て環境の整備	74
基本目標5 仕事と生活の調和の促進	76
基本目標6 誰も取り残されないための支援	78
資料編	81
1 計画の策定経過	83
2 利根町子ども・子育て支援会議条例	84
3 利根町子ども・子育て支援会議委員名簿	86



I. 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化の進行や、子育て家庭の孤立、待機児童問題等、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を背景として、2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て支援新制度」を開始し、子育てしやすい社会の実現のため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を推進することとしています。

子ども・若者についても、いじめや不登校、児童虐待などといった課題のほか、子どもの貧困問題やヤングケアラーなど子ども・若者を取り巻くさまざまな課題が複合化し、深刻な状況となっています。

市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を展開する役割を担っており、本町においても、2015年度（平成27年度）に「利根町子ども・子育て支援事業計画」、2020年度（令和2年度）に「第2期利根町子ども・子育て支援事業計画（以下、前計画）」を策定し、教育・保育の充実や地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援策を行ってきました。

しかし、ひとり親や外国籍など多様な背景をもつ家庭の抱える課題、ひきこもり、若年無業者（ニート）など、子ども・若者に関する新たな課題が浮き彫りとなり、早急な対策が求められています。国では、2010年（平成22年）4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン（子供・若者育成支援推進大綱）」を策定して、さまざまな取組を進めています。

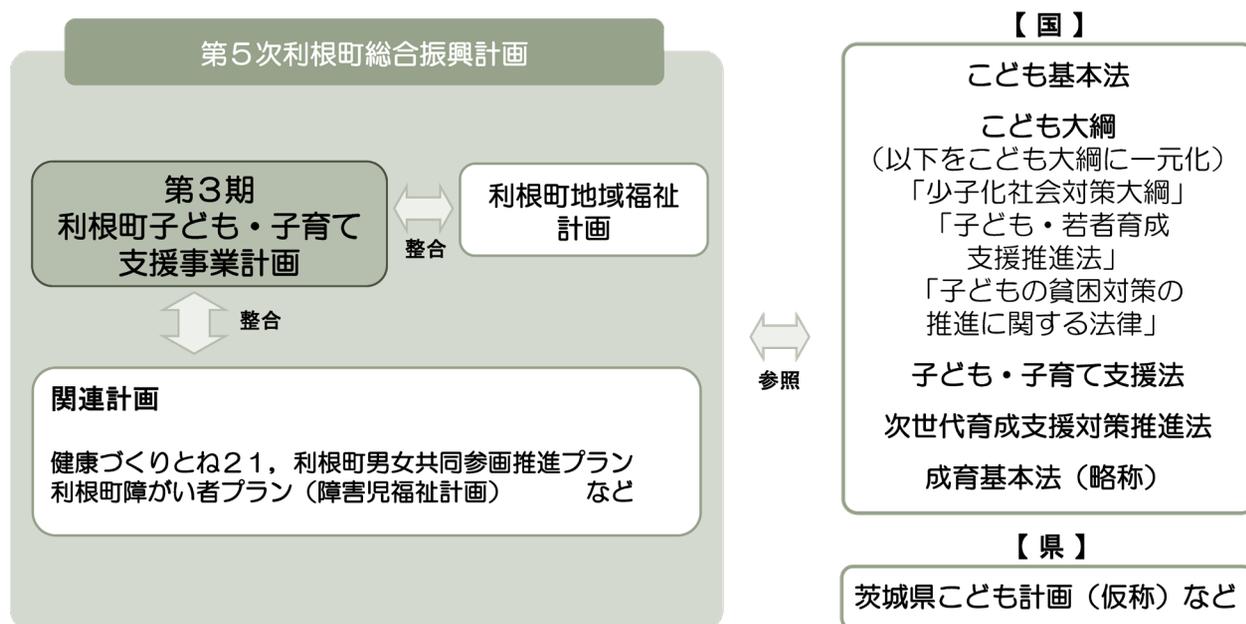
また、2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。そして、2023年（令和5年）4月には、「こども家庭庁」を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的に推進していくために「こども基本法」を施行しました。さらに、同年12月に、子ども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

本町においては、前計画の計画期間が2024年度（令和6年度）で終了することから、昨今の国の動向や社会状況等を踏まえて、安心して子どもを産み健やかに子育てでき、子どもが夢を持ち輝き続けられる社会を目指して、新たな5年間の計画として、「第3期利根町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画です。策定にあたっては、その基本指針である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定します。

また、本計画の上位計画である、「第5次利根町総合振興計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、2025年度（令和7年度）を初年度として、2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)
利根町総合振興計画 基本構想(2019年度(平成31年度)~2030年度(令和12年度))										
前期基本計画					後期基本計画					
第2期利根町子ども・子育て支援事業計画					第3期利根町子ども・子育て支援事業計画					



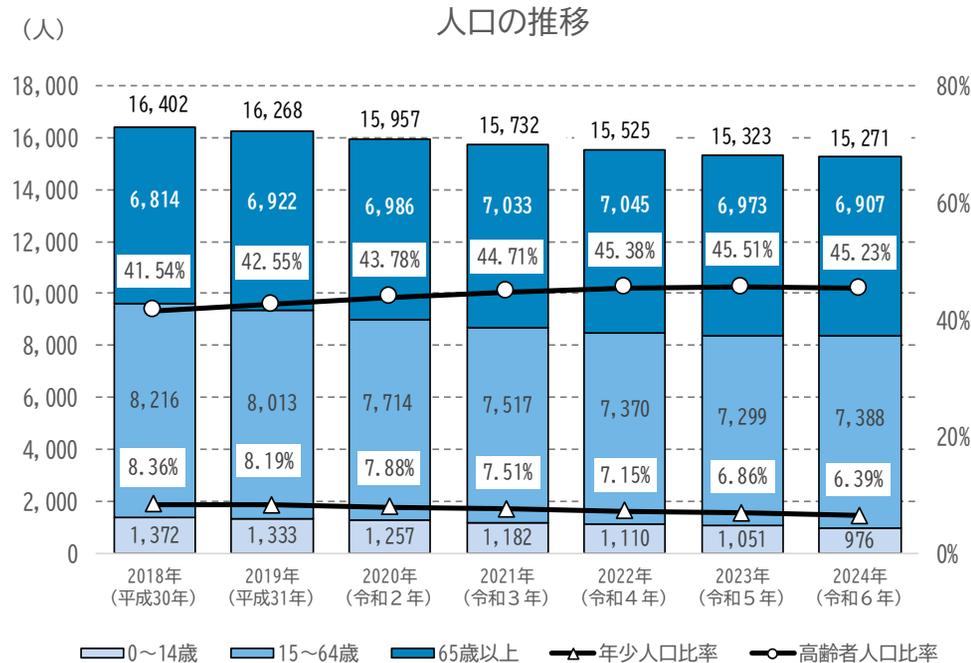
II. 子育てを 取り巻く現状と 課題



1 人口・世帯

(1) 人口の推移

本町の総人口はゆるやかな減少傾向が続いており、2024年（令和6年）4月時点の人口は15,271人となっています。年少人口比率は年々低下している一方で、高齢者人口比率は上昇傾向が続いており、少子高齢化が着実に進んでいることがわかります。



*資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 年少人口の推移

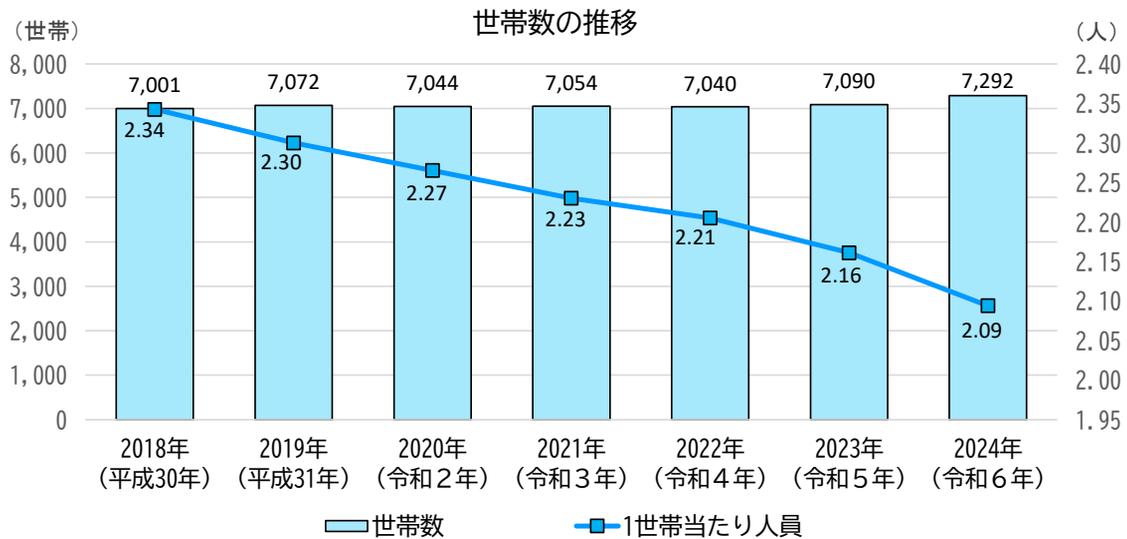
年少人口の推移をみると、「5～9歳」「10～14歳」は減少傾向が続いています。「0歳～4歳」については、2024年（令和6年）に増加しました。



*資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 世帯数の推移

世帯数は年度によって増減があるものの、全体的に2018年（平成30年）と比較すると微増しており、2024年（令和6年）には7,292世帯となっています。1世帯当たり人員は世帯数の増加を受け、減少が続いています。

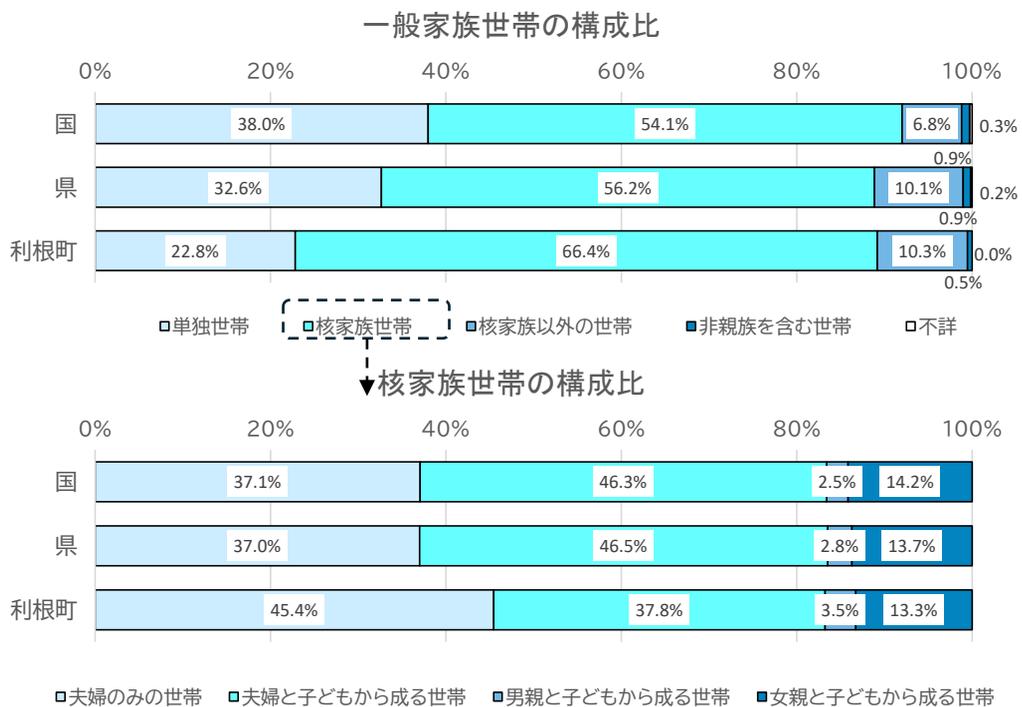


*資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 世帯の状況

一般家族世帯の状況

本町の一般世帯の内訳は「核家族世帯」が66.4%となっています。核家族世帯をみると、「夫婦のみの世帯」が45.4%で、子どもがいる世帯は54.6%となっており、国や県と比べると低くなっています。



*資料：2020年（令和2年）国勢調査

世帯の家族類型の推移

家族類型別世帯数は、2020年（令和2年）時点で核家族世帯が4,144世帯で、総世帯数の66.4%を占めています。また、「ひとり親世帯（男親と子どもが144世帯、女親と子どもが551世帯）」は合わせて695世帯で、核家族世帯の16.8%となっています。

（単位：世帯）

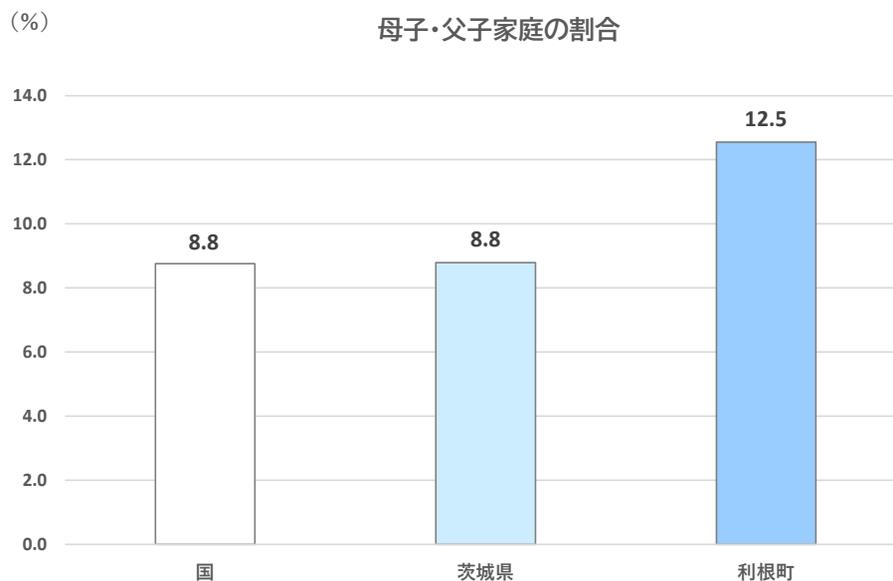
家族類型別世帯数	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
総世帯数	8,810	5,856	6,126	6,131	6,245
A 親族世帯	8,570	5,245	5,248	4,900	4,786
I 核家族世帯	6,821	4,109	4,252	4,088	4,144
(1)夫婦のみ	1,194	1,488	1,730	1,864	1,883
(2)夫婦と子ども	5,057	2,141	1,974	1,637	1,566
(3)男親と子ども	116	101	110	127	144
(4)女親と子ども	454	379	438	460	551
II その他の親族世帯	1,749	1,136	996	812	642
(5)夫婦と両親	40	36	37	34	29
(6)夫婦とひとり親	111	106	121	116	125
(7)夫婦、子どもと両親	364	248	185	135	65
(8)夫婦、子どもとひとり親	729	386	309	235	176
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	31	19	16	25	21
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	147	93	91	79	76
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	24	31	26	20	14
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	147	94	76	37	19
(13)兄弟姉妹のみ	32	18	25	21	37
(14)他に分類されない親族世帯	124	105	110	110	80
B 非親族世帯	4	11	30	40	33
C 単独世帯	236	600	848	1,076	1,426

※Hは平成、Rは令和を示す。

*資料：国勢調査

母子世帯・父子世帯数の状況

母子・父子家庭の割合については、2020年（令和2年）に12.5%となっており、国、茨城県よりも高い割合となっています。



*資料：2020年（令和2年）国勢調査

生活保護世帯の状況

生活保護世帯については、2024年（令和6年）の生活保護世帯数、受給者数ともに前年より増加していますが、18歳未満の生活保護受給世帯数、18歳未満の生活保護受給者数については横ばい状態となっています。

生活保護世帯の状況

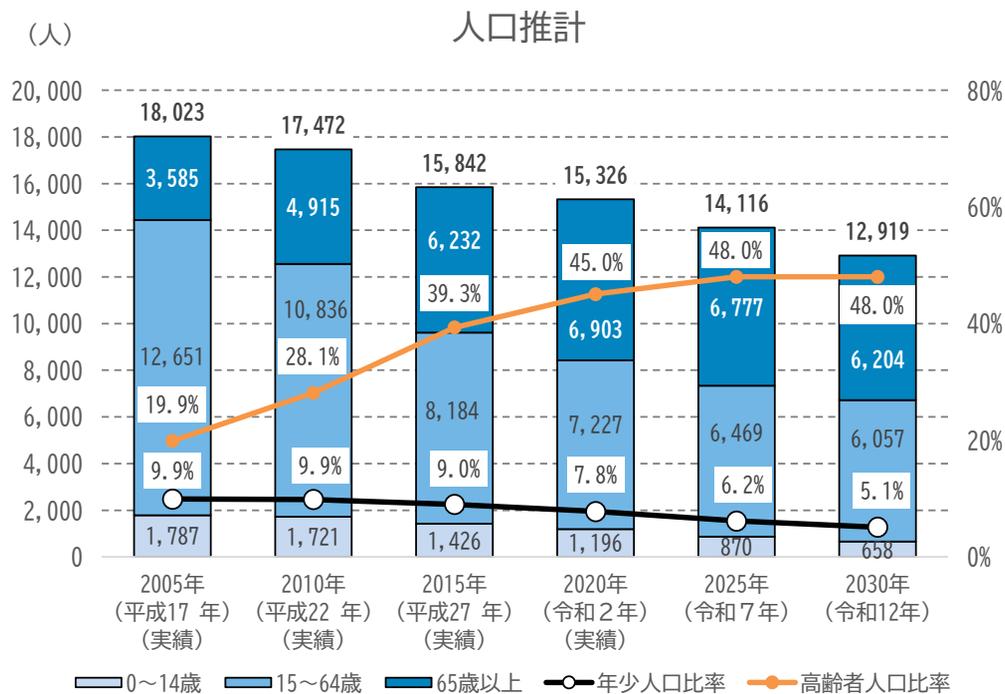
（単位：世帯もしくは人）

	2019年 （平成31年）	2020年 （令和2年）	2021年 （令和3年）	2022年 （令和4年）	2023年 （令和5年）	2024年 （令和6年）
生活保護世帯数（全体）（世帯）	74	77	78	75	69	75
生活保護受給者数（全体）（人）	95	95	95	91	83	88
18歳未満の生活保護受給世帯数（世帯）	5	6	5	4	2	2
18歳未満の生活保護受給者数（人）	6	7	6	4	2	2

*資料：福祉課（各年3月31日現在）

（5）人口推計

2020年（令和2年）までの実績に基づく将来推計人口によると、今後も減少傾向が続き、2030年（令和12年）には、12,919人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口が658人（5.1%）、15～64歳の生産年齢人口が6,057人（46.9%）、65歳以上の高齢者人口が6,204人（48.0%）と予測されます。

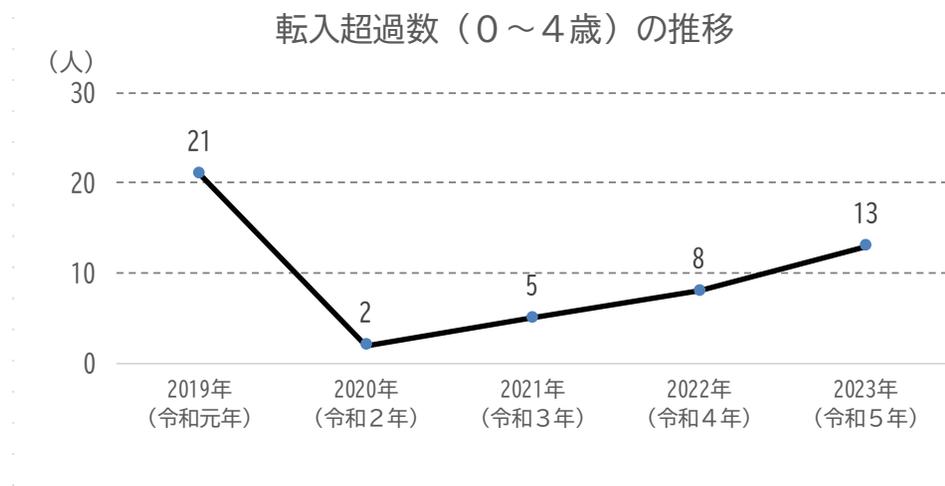


*実績値は国勢調査に基づく。

将来推計人口は、人口ビジョンの値を使用しています。

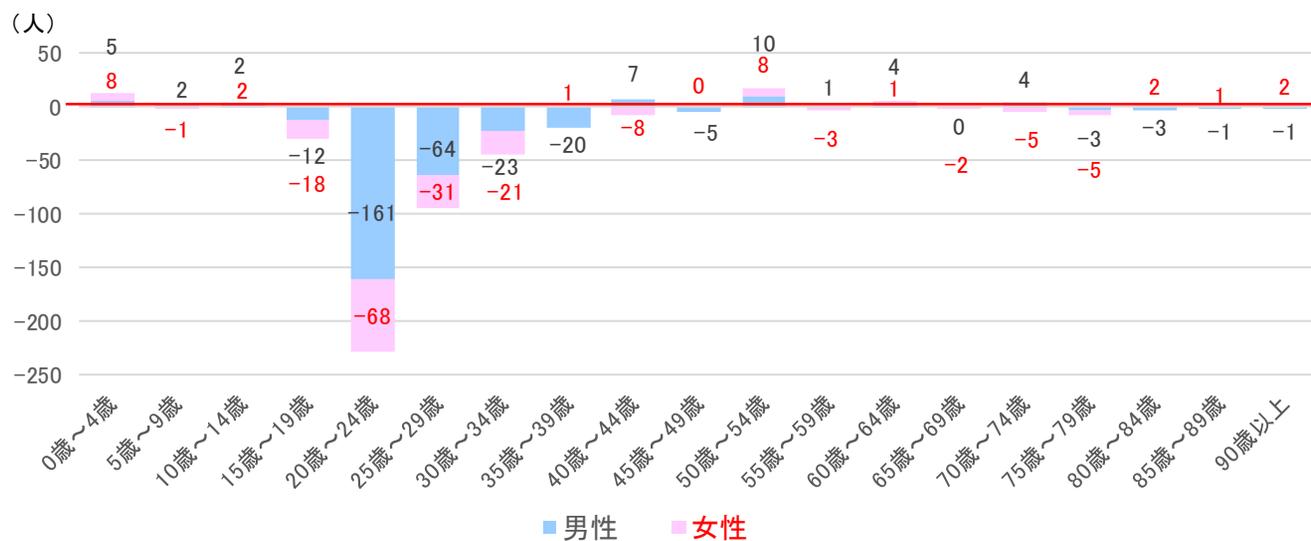
(6) 社会動態の推移

転入超過数については、0～4歳は近年増加しており、2023年（令和5年）では13人と
なっております。2023年（令和5年）の社会動態は、男性女性ともに「20歳～24歳」の転
出が最も多くなっています。



資料：住民基本台帳人口移動報告

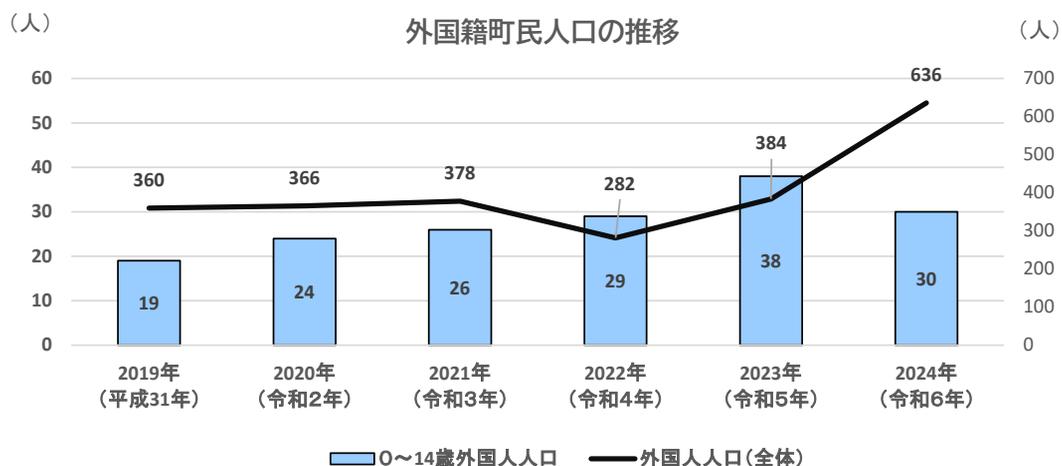
年齢（5歳階級）別男女別転入超過数 2023年（令和5年）



*資料：住民基本台帳人口移動報告（2023年(令和5年)）

(7) 外国籍町民人口（0～14歳）の推移

本町の外国籍町民人口は、2022年（令和4年）を除き、増加しています。0～14歳外国籍人口については、増加傾向にあり、2024年（令和6年）には30人となっています。

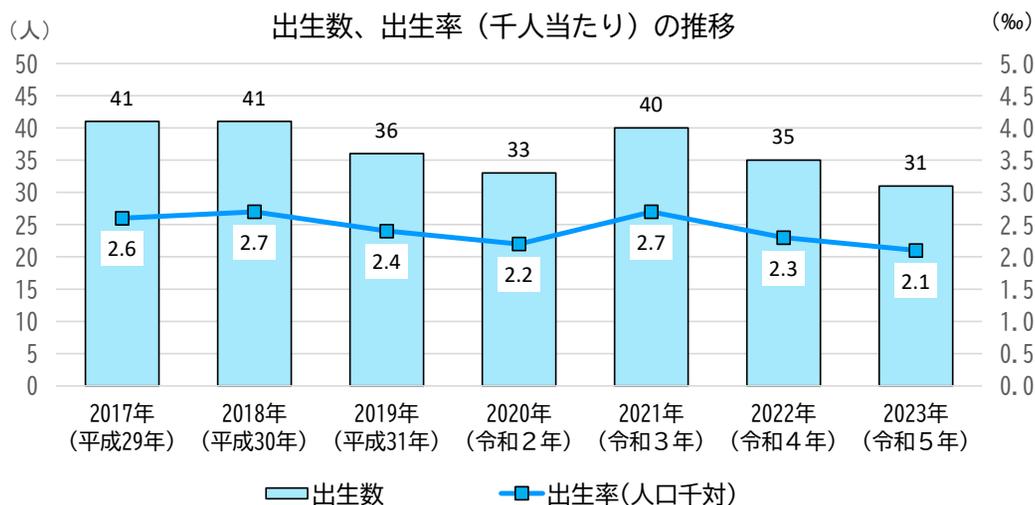


*資料：住民基本台帳（各年1月1日）

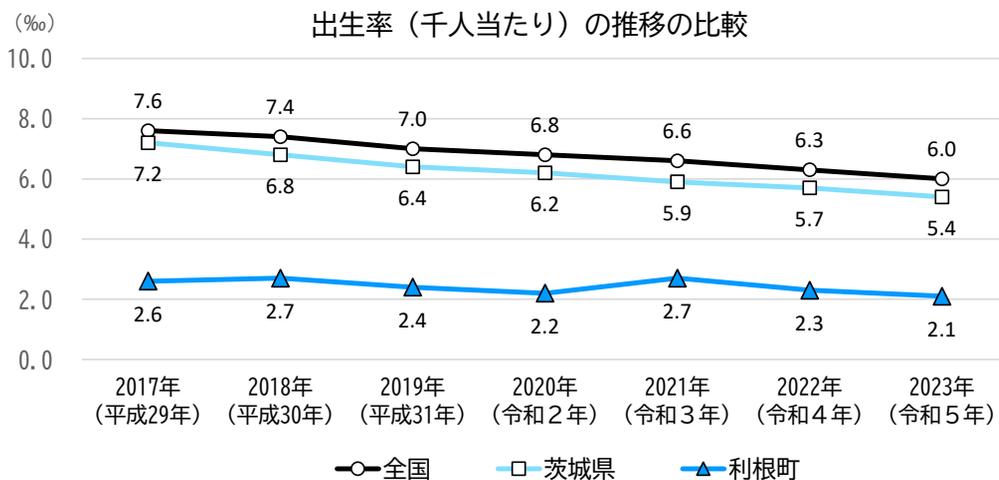
2 出生・就労

(1) 出生数及び出生率の推移

出生数は、2021年（令和3年）に増加しましたが、減少傾向が続いており、2023年（令和5年）時点で31人となっています。出生率も同様に2021年（令和3年）に上昇しましたが、低下傾向が続いています。また、本町の出生率は、全国、茨城県と比べ、低くなっています。



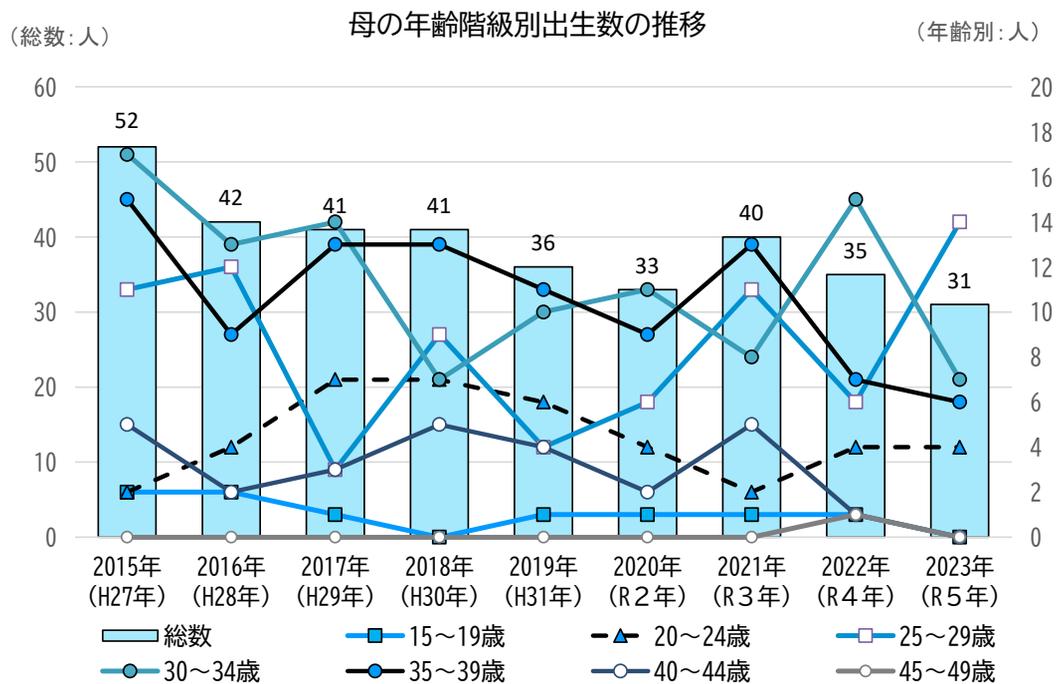
*資料：茨城県人口動態統計



*資料：茨城県人口動態統計

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、2023年（令和5年）では25～29歳が最も多くなっています。



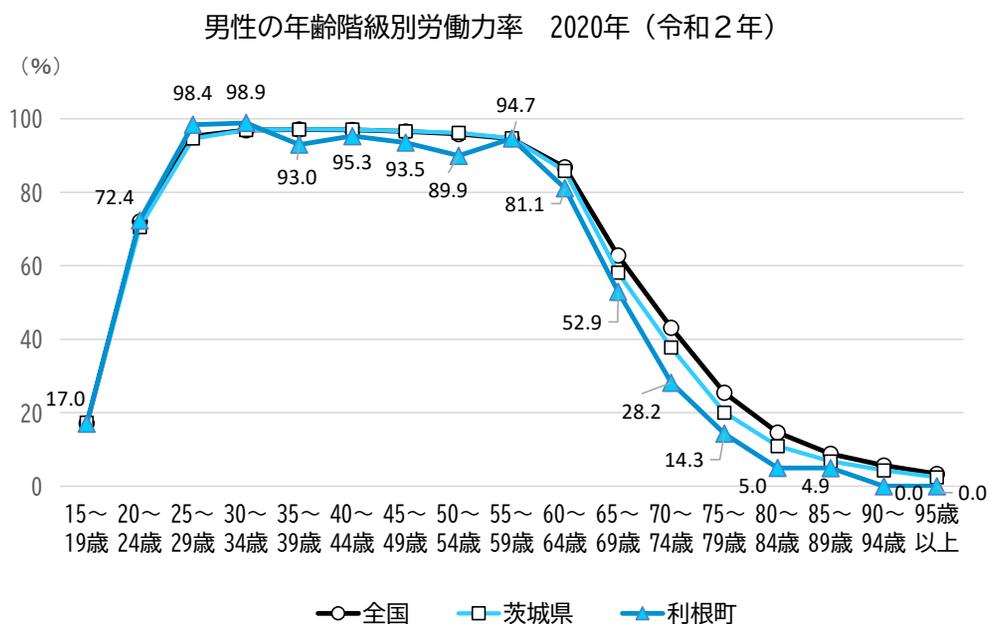
(単位:人)

	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
総数	52	42	41	41	36	33	40	35	31
15～19歳	2	2	1	0	1	1	1	1	0
20～24歳	2	4	7	7	6	4	2	4	4
25～29歳	11	12	3	9	4	6	11	6	14
30～34歳	17	13	14	7	10	11	8	15	7
35～39歳	15	9	13	13	11	9	13	7	6
40～44歳	5	2	3	5	4	2	5	1	0
45～49歳	0	0	0	0	0	0	0	1	0

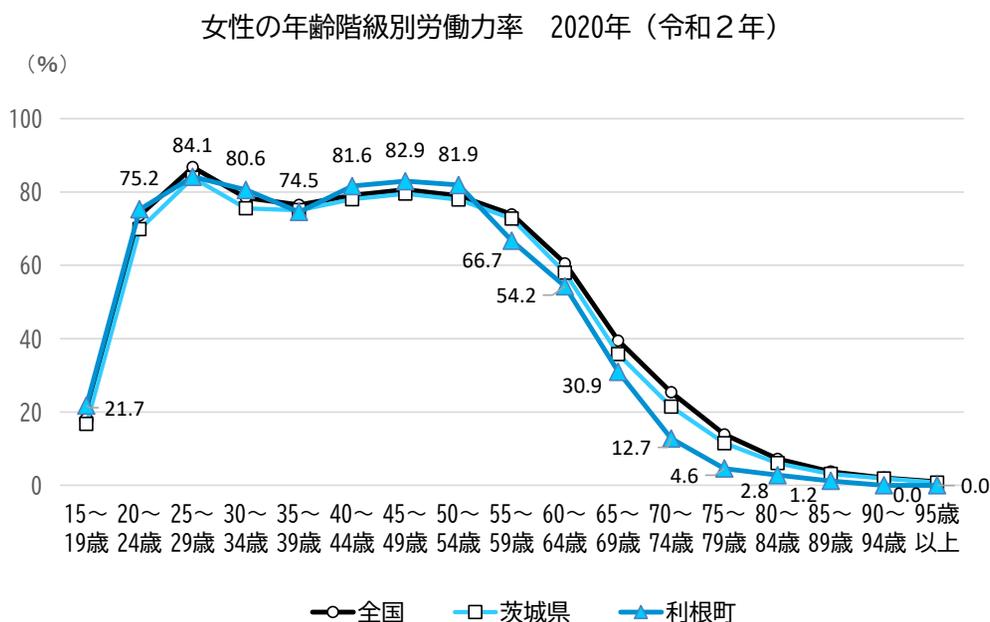
*資料：人口動態統計

(3) 年齢階級別労働力率

本町の男性の年齢階級別労働力率は、20～24歳、25～29歳、30～34歳で全国、茨城県を上回っています。



本町の女性の年齢階級別労働力率は、15～19歳、20～24歳、30～34歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳で全国、茨城県を上回っています。

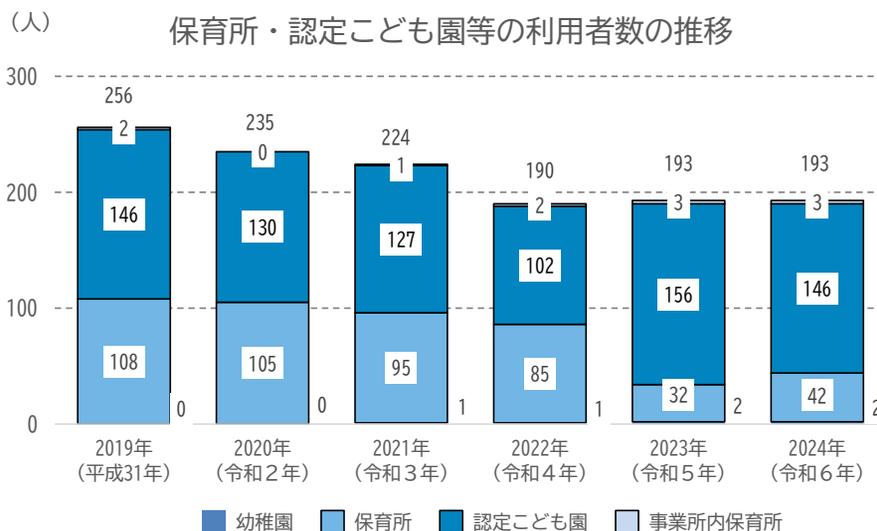


*資料：国勢調査（2020年（令和2年）） 労働力不詳を含まず算出

3 教育・保育の状況

(1) 保育所・認定こども園等の利用者数の推移

町内には私立の保育所が1園、私立の認定こども園が4園、事業所内保育所が1園、運営されています。2024年（令和6年）の時点で利用者は合わせて193人となっています。



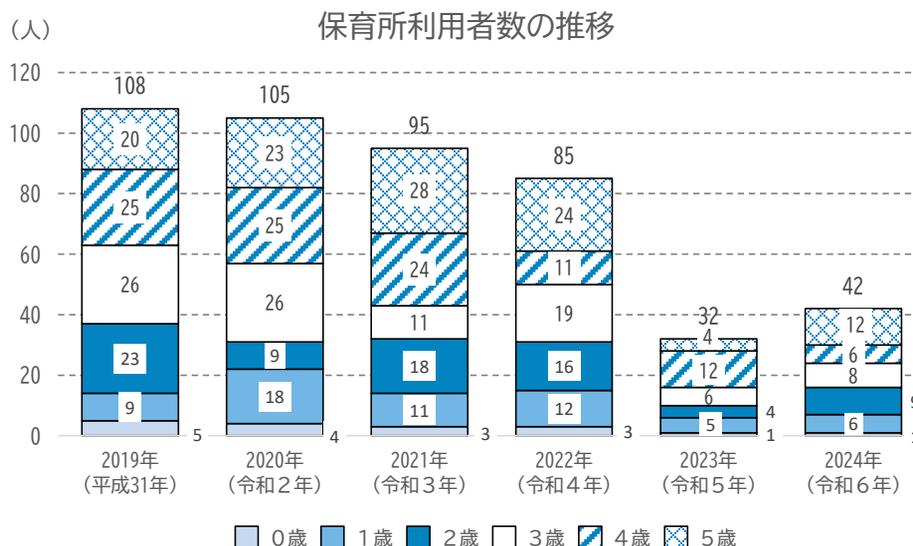
*町外園利用者数含む

*2024年（令和6年） 家庭的保育事業利用者1人

*資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) 保育所利用者数の推移

私立の保育所の利用者数は、2023年度（令和5年度）に認定こども園への移行による減少があり、2024年（令和6年）4月1日現在で42人となっています。

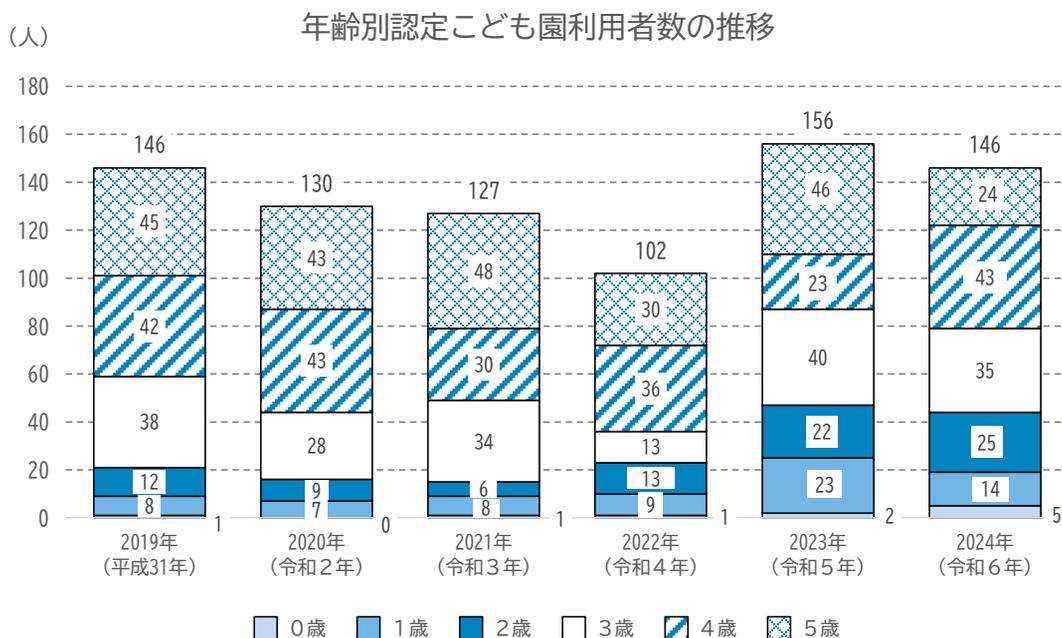


*資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

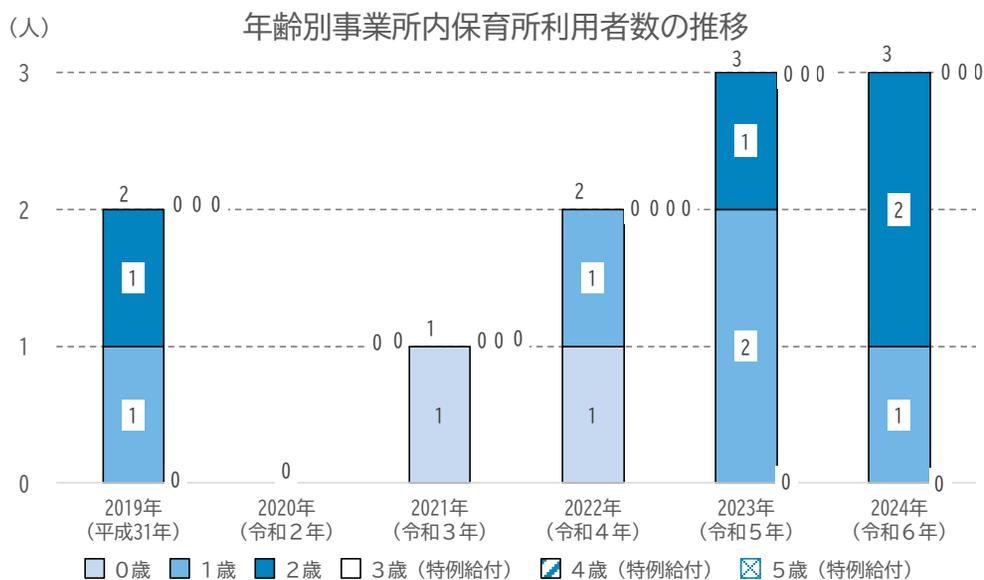
(3) 認定こども園の利用者数の推移

私立の認定こども園の利用者数は、2024年（令和6年）4月1日時点で146人となっており、4歳児が最も多くなっています。

事業所内保育所の利用者数は、2024年（令和6年）4月1日時点で3人となっています。



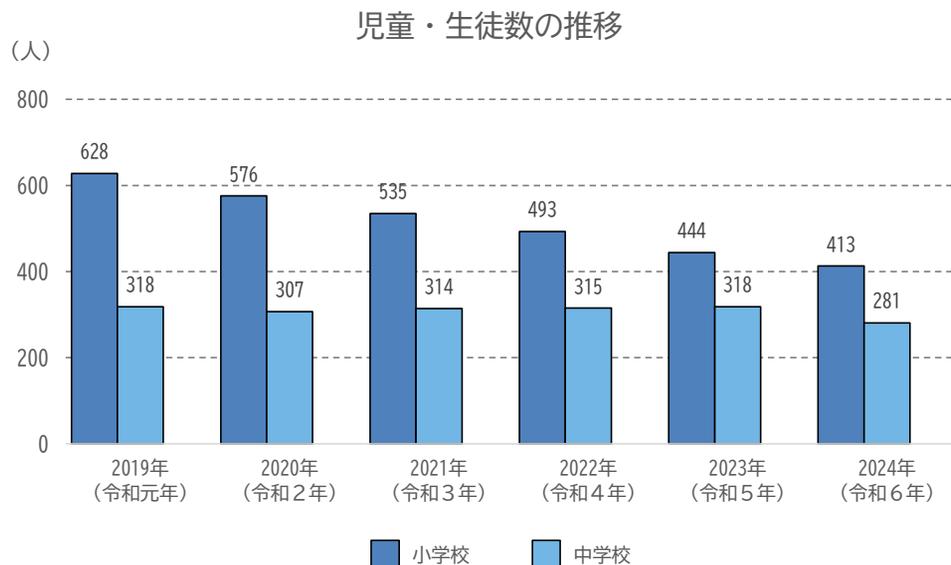
*資料：子育て支援課（各年4月1日現在）



*資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(4) 児童・生徒数の推移

町内には小学校が1校、中学校が1校あり、小学校児童数は2024年（令和6年）5月1日時点で413人、2019年（平成31年）と比べ、215人の減少となっています。中学校生徒数は同281人で、2019年（平成31年）と比べ、37人の減少となっています。

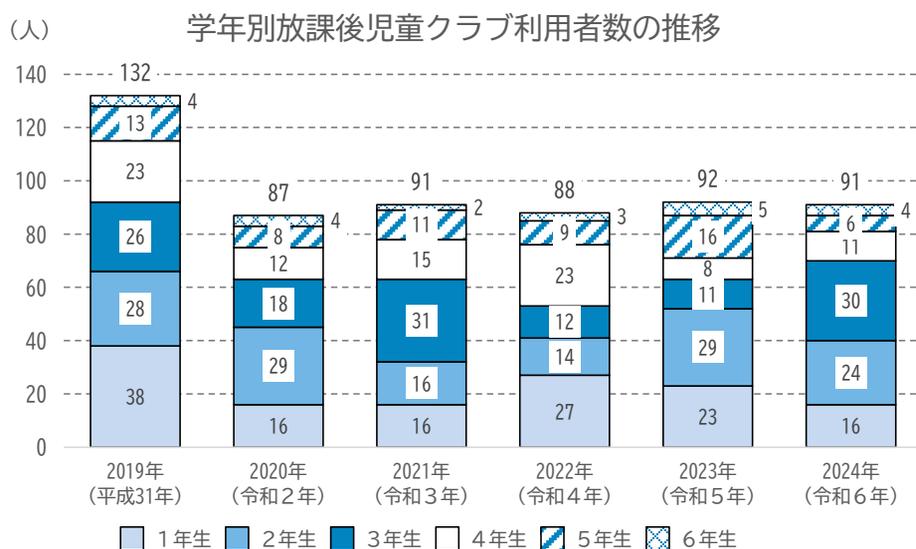


*資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移

放課後児童クラブ利用者数は、2020年（令和2年）以降横ばいとなっています。2024年（令和6年）4月1日時点で91人の利用となっています。

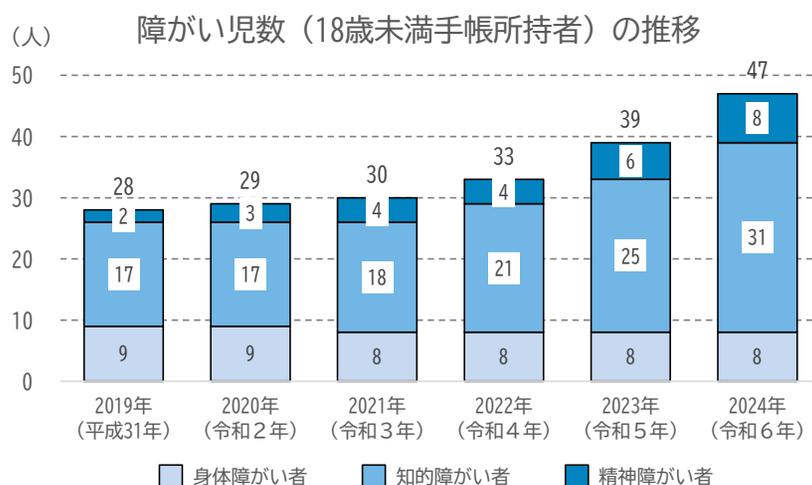
放課後子ども教室は、2018年度（平成30年度）で廃止となっています。



*資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(6) 障がい児数（18歳未満手帳所持者）の推移

18歳未満の障がい者手帳所持者数は、年々増加しています。障がい別では、知的障がい者と精神障がい者は毎年増加しています。



*資料：福祉課（各年4月1日現在）

(7) 児童虐待相談件数の状況

児童虐待相談件数は年々減少しています。種別では、ネグレクトが多くなっています。

児童虐待相談件数の推移

(単位:件)

虐待種別		2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
身体的	前年度からの継続数	2	3	1	2	3	1
	新規受理数	1	0	1	1	0	0
性的	前年度からの継続数	0	0	0	0	0	0
	新規受理数	0	0	0	0	0	0
心理的	前年度からの継続数	1	0	0	0	0	0
	新規受理数	0	0	0	0	0	0
ネグレクト	前年度からの継続数	7	7	6	3	3	2
	新規受理数	0	0	0	0	0	0
計		11	10	8	6	6	3

*資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

4 子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業の提供体制として、施設数、定員数を以下の表にまとめました。

子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業	施設の種類	施設数	定員数
幼児期の教育事業	認定こども園	4か所	240人
幼児期の保育事業	認可保育所	1か所	50人
	事業所内保育所	1か所	12人
地域の子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	1か所	-
	一時預かり事業（保育所・認定こども園）	6か所	-
	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	-
	延長保育事業	6か所	-
	病児保育事業	1か所	3人
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	4か所	-
	放課後児童クラブ	3か所	120人

5 ニーズ調査からみる地域の現状

本町の子どもと家庭の状況を把握するために実施した「利根町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要です。

(1) 調査実施の概要

① 調査の種類

調査は、就学前児童保護者調査と小学生保護者調査の2種類を実施しました。

調査名	調査対象	調査方法
就学前児童保護者調査	町内在住の就学前児童（0～5歳）のいる保護者219人	郵送による 配付・回収
小学生保護者調査	町内在住の小学生（1～6年生）のいる保護者338人	

※調査対象者は、住民基本台帳登載者の中から抽出

② 調査期間

調査期間は、2024年（令和6年）1月15日（月）～1月31日（水）において実施しました。

③ 回収結果

各調査票の回収率は、就学前児童保護者調査が40.6%、小学生保護者調査が34.9%の結果となりました。

調査名	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	219件	89件	40.6%
小学生保護者調査	338件	118件	34.9%
合計	557件	207件	37.2%

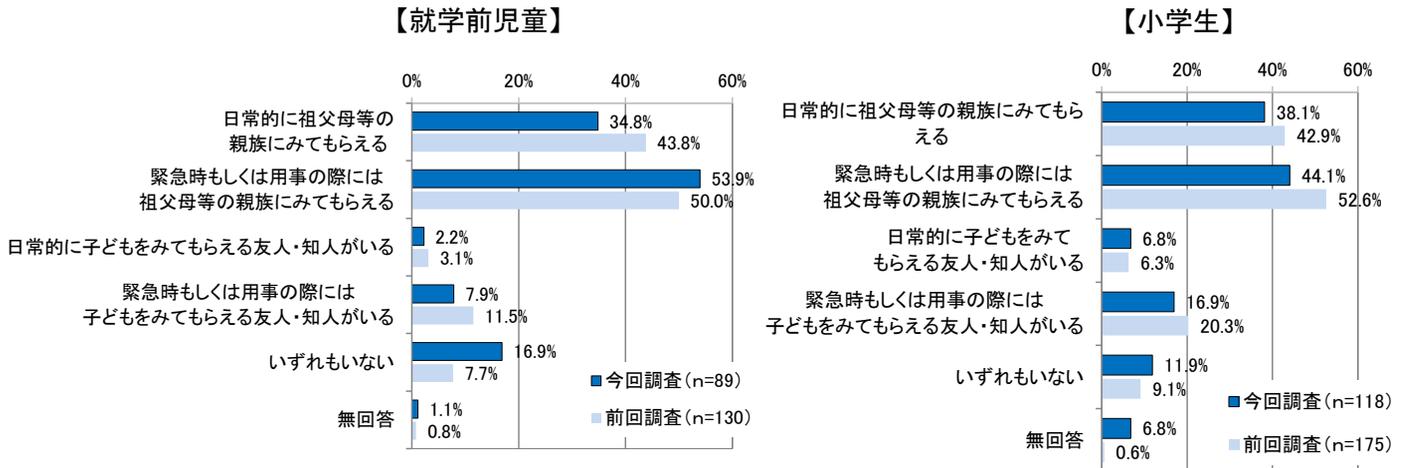
(2) 調査結果

(1) 子育てを取り巻く環境

・日常的に祖父母等に子どもをみてもらえる人は約3～4割

・子どもをみてもらえる人がいないという人が前回調査と比較して大幅に増加

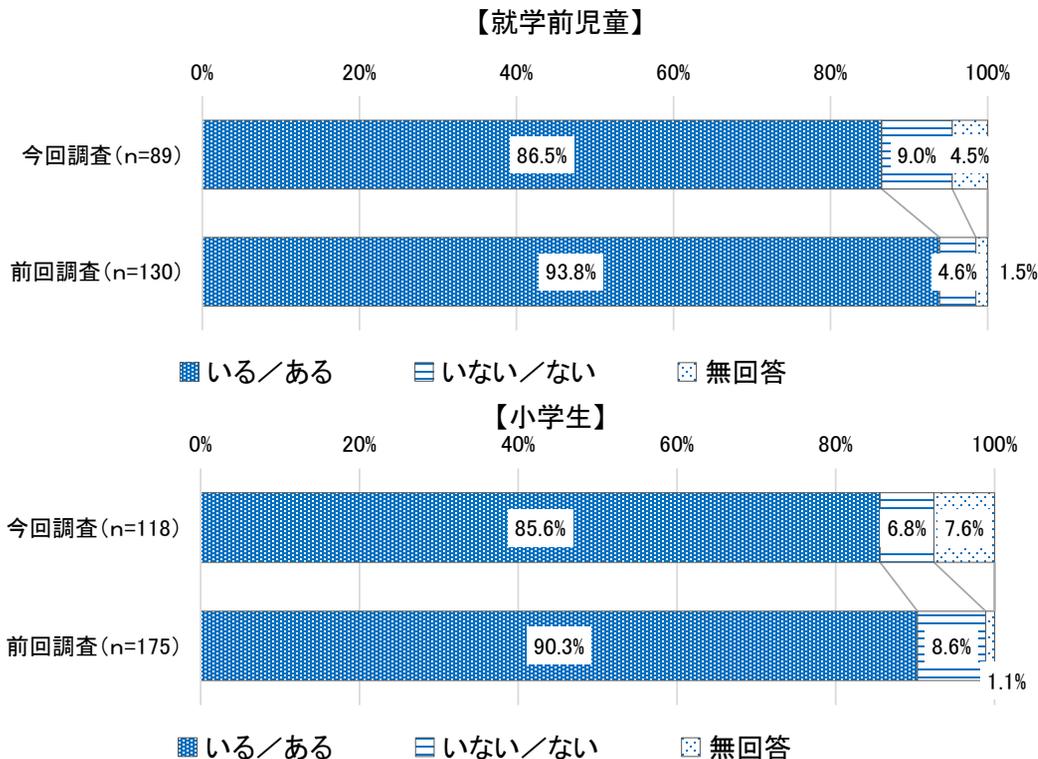
- 主な親族等協力者の状況を見ると、就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(53.9%, 44.1%) が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(34.8%, 38.1%) の順となっています。



(2) 相談できる先の有無

・子育てで気軽に相談できる先がある／ある割合は8割以上で減少傾向

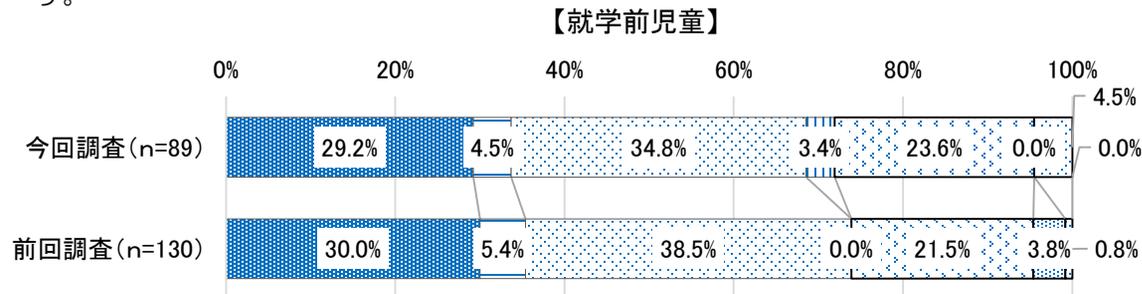
- 気軽に相談できる先の有無をみると、就学前児童では「いる／ある」が86.5%、小学生では、85.6%と回答しています。
- 前回調査と比較すると、「いない／ない」が就学前児童では増加しています。



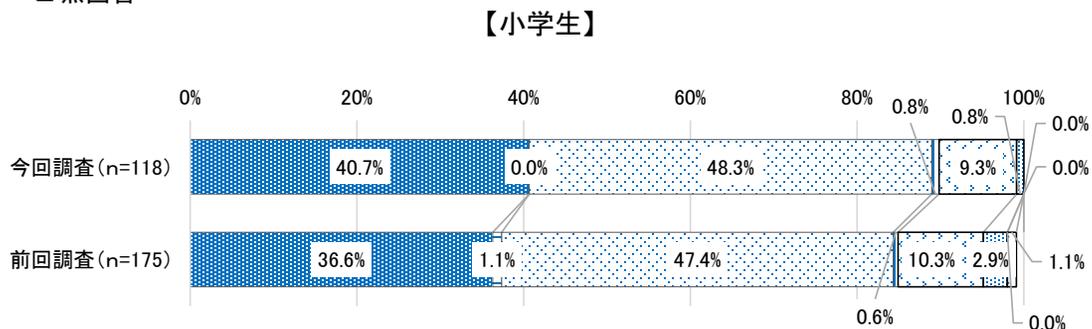
(3) 母親の就労状況

- ・就学前児童保護者の母親のフルタイム就労は3割台、パート・アルバイトは4割弱
- ・小学生保護者の母親はフルタイムが4割台、パート・アルバイトは約半数

- 就学前児童では、「パート・アルバイト等で就労，産休・育休・介護休業中ではない」が34.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労，産休・育休・介護休業中ではない」が29.2%となっています。
- 小学生では「パート・アルバイト等で就労，産休・育休・介護休業中ではない」が48.3%，「フルタイムで就労，産休・育休・介護休業中ではない」が40.7%と8割以上の方が就労しています。



- フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)
- フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム・アルバイト等(フルタイム以外)で就労している(産休・育休・介護休業中ではない)
- パートタイム・アルバイト等(フルタイム以外)で就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 母親はいない
- 無回答



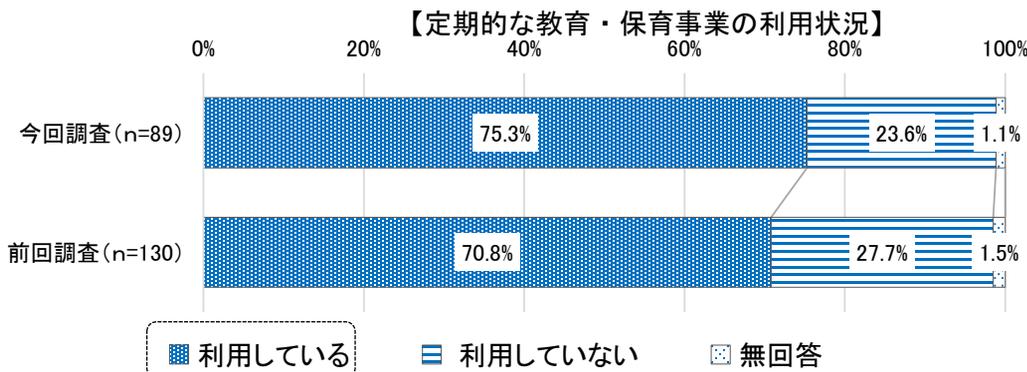
- フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)
- フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム・アルバイト等(フルタイム以外)で就労している(産休・育休・介護休業中ではない)
- パートタイム・アルバイト等(フルタイム以外)で就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 母親はいない
- 無回答

(4) 定期的な教育・保育事業の利用状況

・定期的な教育・保育事業の利用率は8割弱で前回より増加傾向

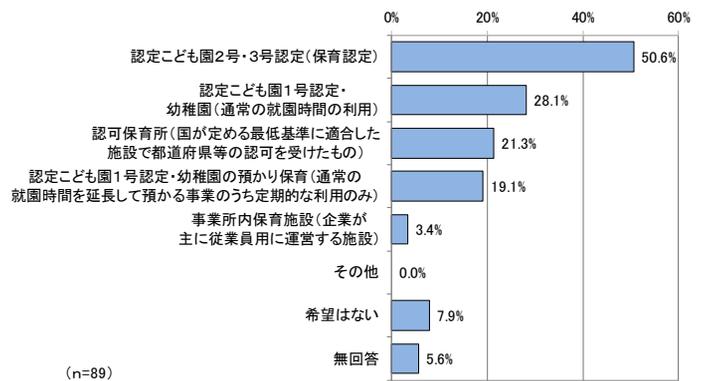
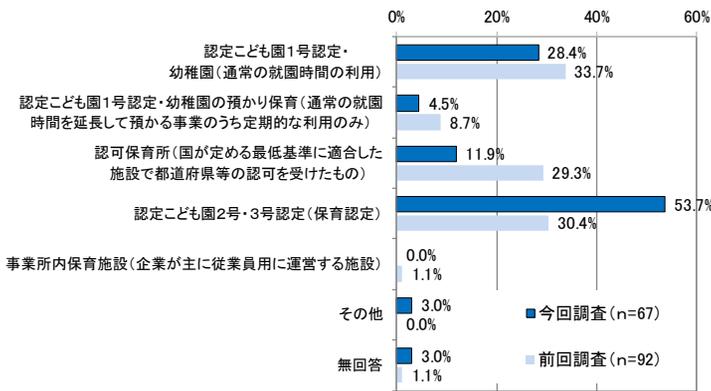
・利用中の事業は、認定こども園2号・3号認定が最も高く、全体として利用中の事業と利用希望の事業はほぼ同じ傾向

- 定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」は75.3%となっています。
- 利用中の事業としては、「認定こども園2号・3号認定」が53.7%、「認定こども園1号認定・幼稚園」が28.4%、「認可保育所」が11.9%の順となっています。
- 今後の利用希望では「認定こども園2号・3号認定」が50.6%、「認定こども園1号認定・幼稚園」が28.1%、「認可保育所」が21.3%の順となっています。



【利用中の定期的な教育・保育事業】

【希望する定期的な教育・保育事業】

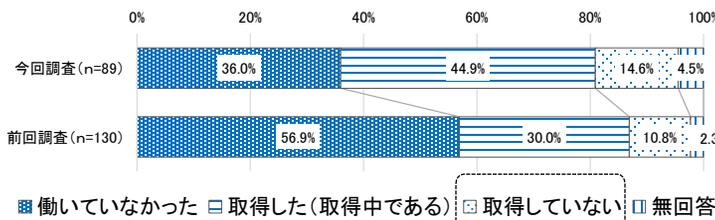


(5) 母親の育児休業の取得状況

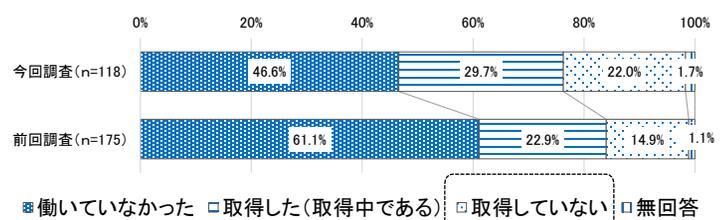
- ・母親の育児休業の取得率は就学前児童保護者で4割台、小学生保護者で約3割で、前回調査より増加
- ・育児休業を利用しない理由は退職した、職場に制度がなかった、仕事に戻るのが難しそうだったがが多い

- 母親の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」は就学前児童で44.9%、小学生で29.7%となっています。
- 育児休業を利用しない理由は、就学前児童、小学生ともに「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高くなっています。就学前児童では、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」、小学生では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業の制度がなかった」が同率となっています。

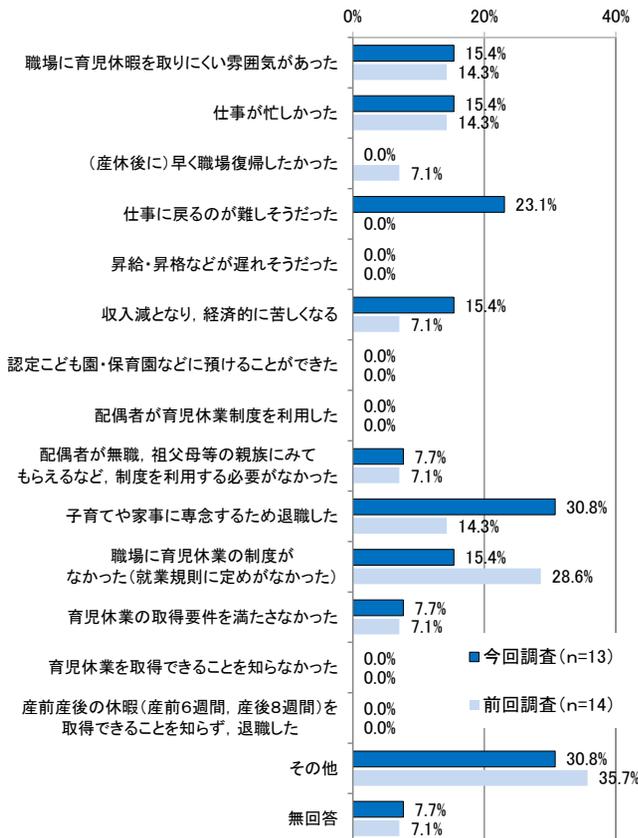
【育児休業制度の利用状況（母親）】（就学前児童）



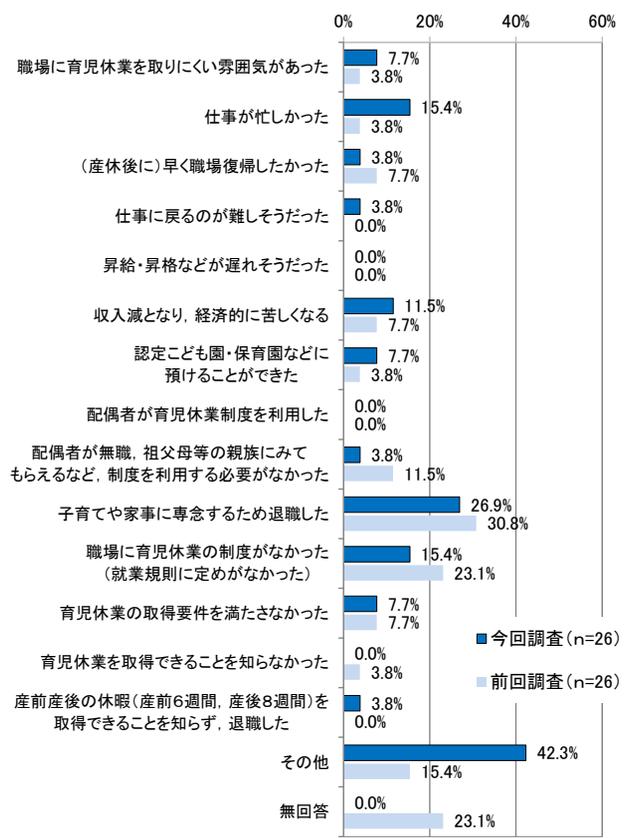
【育児休業制度の利用状況（母親）】（小学生）



【育児休業を利用しない理由】（就学前児童）



【育児休業を利用しない理由】（小学生）

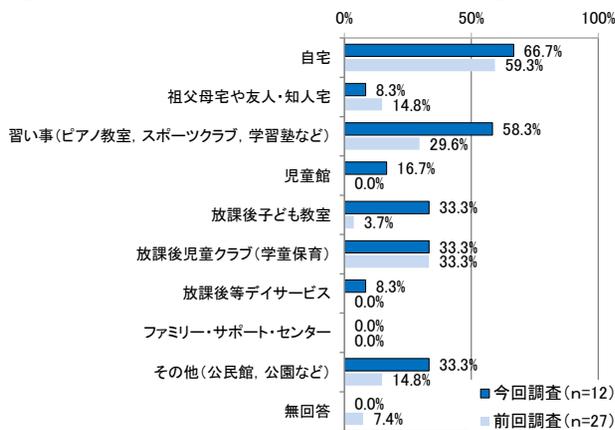


(6) 子どもの放課後の過ごし方

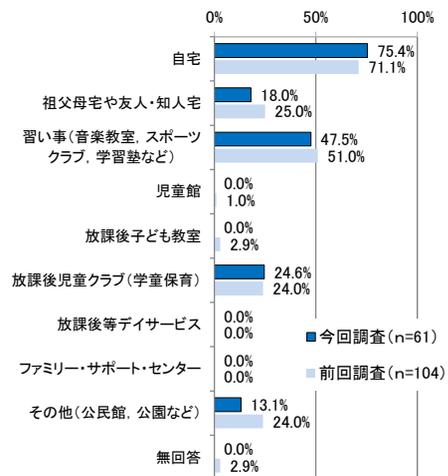
- ・放課後を過ごす場所として、就学前児童の希望、小学生で実際に過ごす場所として、ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」
- ・「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」については、就学前児童の希望として、前回調査の約2倍に増加

- 就学前児童で、低学年のうちに放課後過ごさせたい場所として、「自宅」が66.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が58.3%となっています。前回調査と比較すると「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が28.7ポイント増加しています。
- 小学生で、実際に放課後を過ごす場所（小学校低学年（1～3年生））は、「自宅」が75.4%と最も高く、次いで「習い事（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が47.5%となっています。

【放課後を過ごさせたい場所（低学年）】（就学前児童）



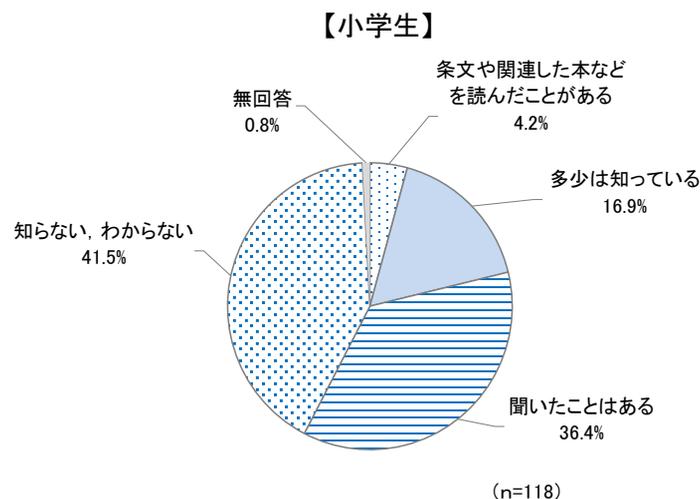
【放課後を過ごす場所（低学年）】（小学生）



(7) 「子どもの権利条約」の認知状況

- ・「知らない、わからない」が4割台

- 「子どもの権利条約」について、「知らない、わからない」が41.5%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が36.4%となっています。



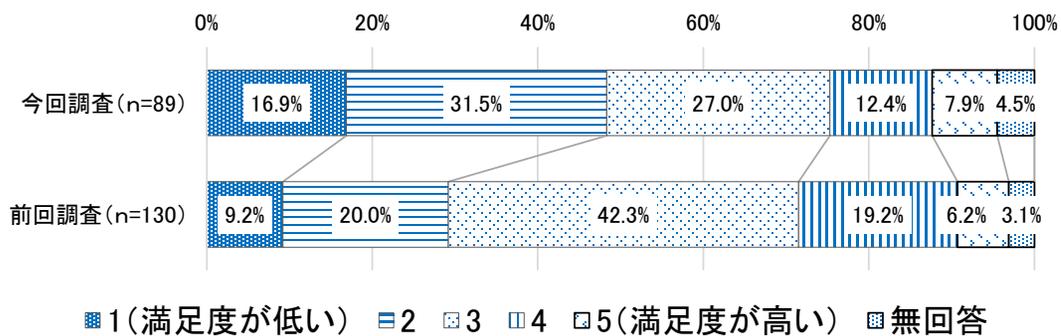
(8) 子育て環境や支援への満足度

・地域の子育ての環境や支援で満足している人は就学前児童保護者で2割台、小学生保護者で1割台

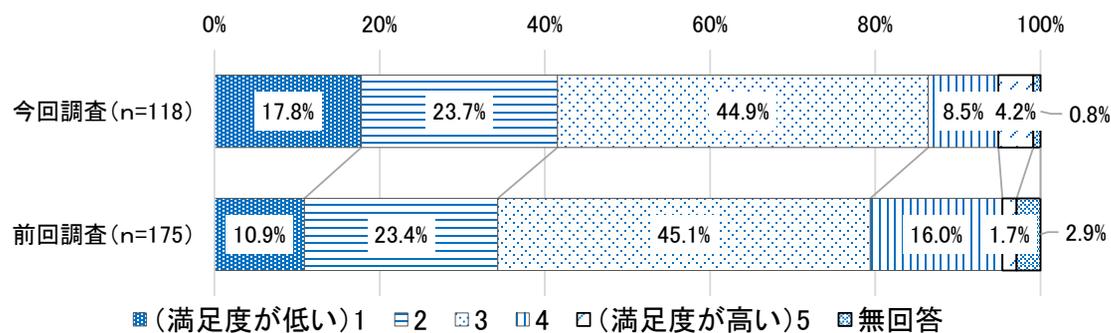
・満足している割合は減少傾向

●地域の子育ての環境や支援への満足度（1～5まで、数字の大きい方が満足度が高い）は、就学前児童では「満足度4」、「満足度5」を合わせると20.3%が満足していると回答しています。同様に小学生では「満足度4」、「満足度5」を合わせると12.7%が満足していると回答しています。

【就学前児童】



【小学生】



(9) 子育て支援への要望

子育ての環境や支援に関する意見（自由回答形式）では、以下のような意見が寄せられました。

【就学前児童】

- 利根町は子供の数はたしかに少ないですが、とても育児しやすい町だと思います。
- 幼稚園や保育園以外で誰でも気軽に子供を預けられる場所があると良い。
- 支援センターはもう少し広々と、いつも気軽に行けるシステムにしていきたい。
- 町内に一つでも良いので、遊具があり広場があり、トイレと駐車場が備わっている公園が欲しい！子どもが参加（運営）して行うイベントの開催など。
- これから成長していく年代にそった育児に関する情報などが事前に発信されるとありがたい。
- 去年引っ越してきたので、支援の案内してもらえらる機会があるとありがたい。 等

【小学生】

- 利根町の人々は子供を見る目が温かいので育児しやすいです。
- 1クラス（小学校）の人数が多く、授業に支障が出ていると感じる。
- 夏休みの宿題を見てくれる施設や学童のようなものがあると保護者の負担が減る。
- 一緒に遊んでくれる大人がいれば良いなと思う。
- 子どもを遊ばせながら、お母さん同士でおしゃべりできる場所があると、子育ての悩みに共感したり相談することが気軽にできる。
- いじめなどにより学校不登校になってしまい、子供が家にいる状況になった場合の対策を考えてほしい。
- 公共施設などに、情報を集約して、ポスター等にして、貼ったりすると、もっとネットが使えない情報弱者の方達もわかりやすくなると思う。 等

6 団体・事業者ヒアリング実施結果概要

町内で事業を展開されている団体・事業者に対し現状の課題やニーズを把握するために実施した、団体・事業所ヒアリングの結果の概要です。

(1) 実施概要

	調査対象者	実施方法	ヒアリング数
事業者	5事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業者（教育・保育施設）・団体に対し、ヒアリングシートを送付。回答欄に「ヒアリング対応可」に○をつけた事業者・団体の中からヒアリングを実施。 ・実施期間：2024年（令和6年）6月24日～6月25日 	2事業者
団体	1団体		1団体

(2) 調査項目（抜粋）

事業者向け	団体向け
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育て家庭が抱える課題 ・事業の経営状況・今後の事業継続見込み ・地域向け事業の状況・予定 ・障がいのある子どもの受け入れ状況 ・「こども誰でも通園制度」対応予定 ・子育て支援に関して協力できること ・子育て支援の重点取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が困っていることや不安なこと ・子どもや子育て家庭の抱える問題 ・子育て支援に関して協力できること ・町との連携可能性・団体等と協働で取り組んでみたいこと ・コロナの影響・コロナ後の対応 ・子育て支援の重点取組

(3) 調査結果（抜粋）

①事業者・団体ヒアリングからみられる子どもを取り巻く課題や、今後必要だと思うこと

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
体験・経験機会や遊び・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・外で走り回って遊んだり、ブロックや積み木などの想像力を育む遊びに触れる機会が少ないまま、YouTube やゲームを与えられてしまい、その影響が心配。 ・子どもが少ない弊害として、住んでいる地域で他の子どもと会う機会が無いことがあげられる。
気軽に集まれる居場所・交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力が無くなっている状況の公園が多く、町内で子連れの方が気軽に何となく集まれる場所がない。 ・駐車場があり、日陰があり、清潔なトイレがあり、大人が座る場所があり、自然に触れることもできる公園があったらいいと思いつけている。 ・気軽に集える場所（公園や施設など）を増やし、子どもが少ない中でも行けば誰かがいる状況を作れたらいい。同じ施設に高齢者も座っておしゃべりできるスペースがあれば、色々な世代が交流できる場所になるのでは。
いじめ・不登校等	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園後、小学校に入学したあと、学校になじめなかったり、いじめの問題等が生じることがある。

②事業者・団体ヒアリングからみられる保護者を取り巻く課題や、今後必要だと思うこと

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
保護者の価値観の多様化・利用者意識の変化	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の利用者の意見と、園の運営方針に相違があり困惑してしまうことがある。また、子どもの発達の過程で、家庭でこういうことをして欲しいと保護者に話しをしても、家庭で取り組んでいただけないことが多くなっている。
保護者の養育力・家計管理等	<ul style="list-style-type: none"> 低所得ではなく、保護者の生活習慣の関係から、幼稚園、保育園に関する経費が払えない世帯が増えている。
虐待・気がかりな家庭	<ul style="list-style-type: none"> 通園させない、ネグレクト等家庭環境が整っていないと感じられる子どもが多いため、町でももう少し介入していただけると良いのではないかと。 児童虐待、産後うつを防ぐためにも、子育てを楽しんでいると思ってほしい。
保護者の孤立・相談先・協力者の不在	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが体調を崩した時に、見てもらえる人の居ない家庭が増えている。（両親どちらかが仕事を休む）病児保育などの利用者は、少ないように思う。 土地が広くのどかなところが良いところではあるが、これだけ小さい子どもが減ってしまうと、子育て真っ只中の親御さん（とくに日中子どもと2人きりの母親など）は、近くに実家や友人、知り合いがいないと、孤立してしまう恐れがある。

③子育て支援として必要なこと

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
少子化対策・活性化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化で、子どもの人数は減少している。経営のことを考えると、今後は厳しい。 地域の活性化。町のアピール、住民を増やす。県内他市町村などは子ども世帯に手厚い制度がたくさんある。移住する人も増えている。子育てしやすい町にする。子どもを大事にするまちにしてほしい。そこをアピールしていけば、人を集めることもできるのでは。
情報発信・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 町では、子育てをしている家庭にとって、役立つ事業をしていることがより明確になるようなお金の使い方をしていただけると良い。 園としても来てもらえるようにSNSなど使ったりアピールしたいが、職員の数少なく、そこまで手が回らない。
保育士・職員の待遇改善	<ul style="list-style-type: none"> 保育士不足は深刻。今のところ待機児童は出ていないと思うが、職員の人数が必要な0、1歳については新規受け入れが困難である。

7 利根町の子育て環境についての課題

2023年度（令和5年度）実施のニーズ調査結果や団体・事業者ヒアリングの結果、統計データなどから本計画で取り組むべき課題は以下の通りです。

- (1) 教育や保育のニーズの多様化への対応や質の向上が求められている
- (2) 小学校入学後の支援の充実が求められている
- (3) 子どもや家庭の多様な背景を踏まえた配慮や支援が求められている
- (4) 人口減少・少子化対策として、子育て支援を通じた活性化と安心して子どもを育てられる支援が求められている
- (5) 子育てに関する情報発信の充実や、支援が必要な人への周知・相談対応などによるつなぎが求められている

- 
- 居住地等子どもの置かれている環境，子どもや家庭を取り巻く背景，子どもの年齢（ライフステージ），子どもが抱える課題に関わらず，**すべての子どもの多様な背景・個性・権利が尊重され，生きる力をのびながら育つことができる環境づくりが必要**
 - 保護者・子育て家庭が**楽しみながら，安心して，子どもを産み育てられるような支援が必要**



III. 計画の 基本的な考え方



1 基本理念

前計画では、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げることを目指し、基本方針を「安心して子どもを産み健やかに子育てできる環境づくり」と定め、取組を推進してきました。

本計画においては、2023年（令和5年）に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の方針も踏まえて、子育てに関わる「子育て家庭・保護者」に加え、「子ども」にとって最善の利益という視点を重要としました。

また、利根町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画」の基本方針3（子育て分野）の「誰もが夢を持ち 輝き続けるまちづくり」を受け、子育て家庭が楽しみながら子どもを産み育てることができ、かつ、すべての子どもの個性が尊重され、生きる力を育みながら、輝くことができるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

**安心して子どもを産み健やかに子育てでき、
子どもが夢を持ち輝き続けられる環境づくり**



2 基本的な視点

基本方針を実現するため、町は次の8つを基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

視点2 すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取組により、すべての子育て家庭を支援します。

視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の1つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、学校、事業者、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

視点5 地域の社会資源を活用する視点

町には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする地域の活動団体、また、豊かな自然環境などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

視点6 サービスの量と質を確保する視点

サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上にも取り組みます。

視点7 地域の実情に応じた取組の視点

地理的な状況、人口・産業構造、社会的資源の状況等は、制約として働くこともあれば、活用すべき資源とみることもできます。子ども・子育て支援の充実を図る際にも地域の状況に応じた取組として推進していきます。

視点8 次代の担い手づくりという視点

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組として進めていきます。

3 基本目標

前述の基本方針と基本的な視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1 子どもと子育て家庭への支援充実

必要なサービスが必要なときに受けられるよう、さまざまな子育て支援サービスとその情報提供の充実を図ります。また、子ども及び子育て家庭と地域社会とのネットワークづくりや経済的支援に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、子育て家庭への支援を充実していきます。

■主要課題

- | |
|-------------------------|
| (1) 相談と情報提供の充実 |
| (2) 子育て家庭への経済的支援 |
| (3) 子育て支援ネットワーク・交流の場づくり |

基本目標2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、切れ目のない支援体制を整備します。食育の推進、各種育児相談、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

■主要課題

- | |
|------------------|
| (1) 子どもや母親の健康づくり |
| (2) 食育の推進 |

基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流をとおして子育ての大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

さらに、特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します。

■主要課題

- | |
|------------------------|
| (1) 学校教育環境の充実 |
| (2) 体験・交流活動の推進と活躍の場の創出 |
| (3) 家庭・地域の教育力の向上 |

基本目標4 安全な子育て環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、地域コミュニティの形成・強化や交通事故等の被害に遭うことのない安心安全な地域づくりの取組を推進していきます。また、子どもの遊び場や居場所の確保、情報提供を推進していきます。

■主要課題

- | |
|-----------------------|
| (1) 子どもの見守り体制の充実 |
| (2) 子どもの遊び場、居場所の確保と充実 |

基本目標5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、男女共同参画に関する啓発を推進します。また、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの意識啓発に取り組みます。

■主要課題

- | |
|-------------------------|
| (1) 働き方の見直しによる子育て環境の整備 |
| (2) 地域・家庭の家事分担等による負担の軽減 |

基本目標6 誰も取り残されないための支援

困難を抱える家庭はもちろんのこと、ひとり親家庭や外国にルーツをもつ家庭、ヤングケアラー等のさまざまな環境や状況に置かれている子どもや家庭への支援を充実していきます。また、より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、教育・療育における適切な支援に取り組みます。

さらに、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、要保護児童の対策を推進します。

■主要課題

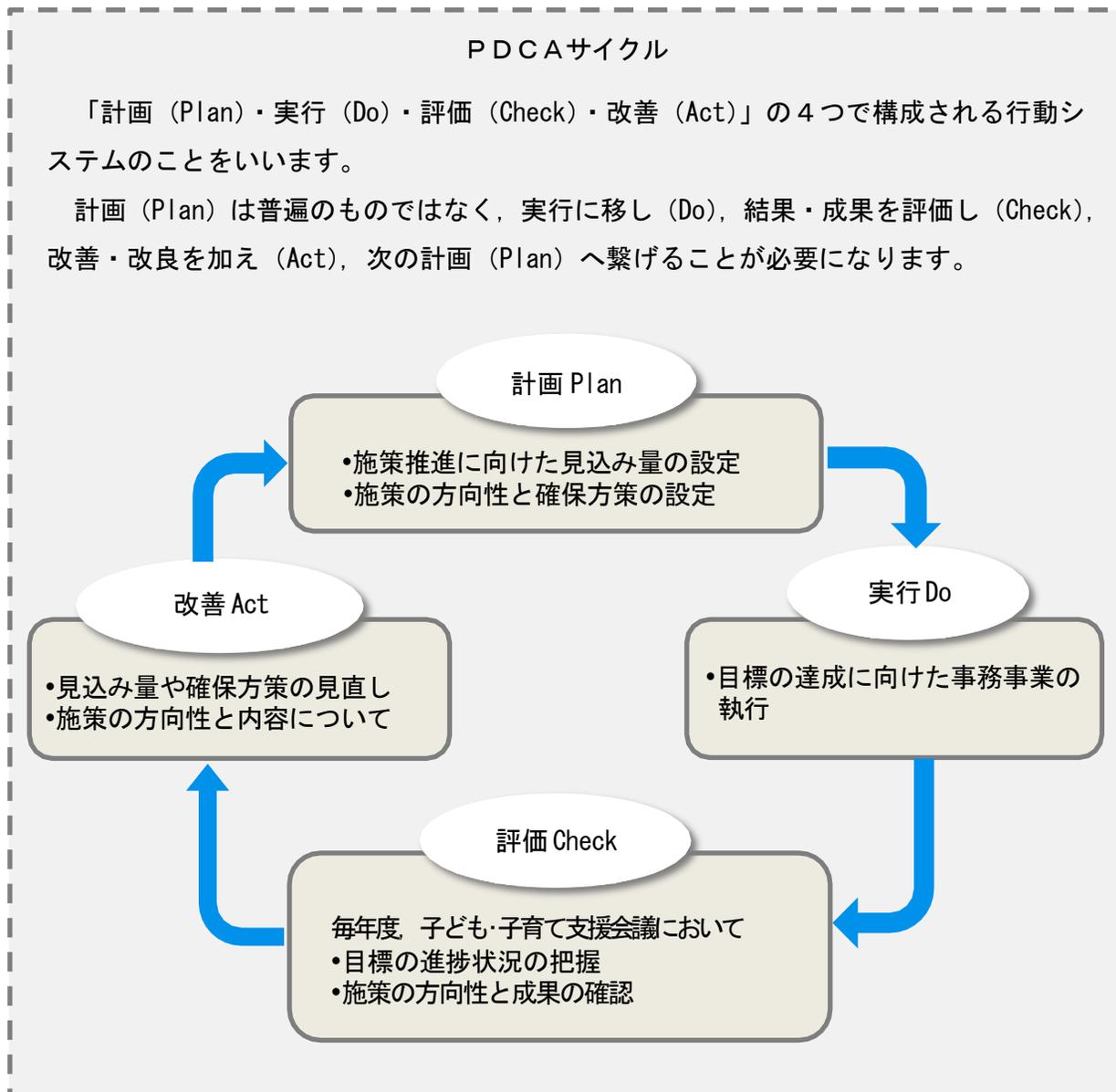
- | |
|------------------|
| (1) 多様な背景を踏まえた支援 |
| (2) 障がい児等への支援 |
| (3) 児童虐待防止対策の充実 |

4 施策体系

基本目標 1 子どもと子育て家庭への支援充実		
主要課題	相談と情報提供の充実	出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。
	子育て家庭への経済的支援	子育て家庭への経済的支援として、児童手当などの各種手当や幼児教育・保育の無償化を推進します。
	子育て支援ネットワーク・交流の場づくり	雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。
基本目標 2 親と子の健康の確保と増進		
主要課題	子どもや母親の健康づくり	妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備します。各種健診・相談・予防接種の充実を図ります。地域医療と救急医療体制の充実を図ります。
	食育の推進	食への意識が希薄になり、食文化や食の安全性が失われつつあるため、食育を推進します。
基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備		
主要課題	学校教育環境の充実	幼保小連携を進め、円滑な接続に取り組み、適切な就学支援を行います。学校、家庭、地域が、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します。
	体験・交流活動の推進と活躍の場の創出	豊かな人間性を育む取組と、子どもの意見表明機会、自立や自己実現に向けた取組を推進し、学校教育と連携を図り、子ども体験事業の更なる充実を図ります。
	家庭・地域の教育力の向上	学校と地域の連携による学校支援体制の充実や子どもを地域全体で育む環境の整備を推進します。学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。
基本目標 4 安全な子育て環境の整備		
主要課題	子どもの見守り体制の充実	子育て世帯が地域の中で見守られながら安心して生活できるよう、地域コミュニティの形成・強化を図ります。交通安全意識の啓発と危険個所の点検、子どもの交通安全対策を実施します。
	子どもの遊び場、居場所の確保と充実	公園や緑地の整備、子どもの活動の場の情報提供を推進します。また、公園施設や遊具の安全管理に努めます。
基本目標 5 仕事と生活の調和の促進		
主要課題	働き方の見直しによる子育て環境の整備	職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発活動を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの周知を図ります。
	地域・家庭の家事分担等による負担の軽減	性別による固定的な役割分担にとらわれない子育てに向けた取組と、地域における負担軽減の取組を推進します。
基本目標 6 誰も取り残されないための支援		
主要課題	多様な背景を踏まえた支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯、多子世帯等に対し各種経済的支援や事業の情報提供を行い、多文化共生などの困難を抱える家庭の支援に努めます。
	障がい児等への支援	早期発見に努め、療育、教育における適切な支援を行います。
	児童虐待防止対策の充実	子どもの権利擁護の啓発、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、各機関との連携を図ることで、要保護児童の対策を推進します。

5 計画の推進体制

本計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルのプロセスに基づき、「利根町子ども・子育て支援会議」において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策や事業の見直し等に反映させることとします。





IV. 子ども・子育て支援事業の展開



1 教育・保育等の量の見込みについて（概要）

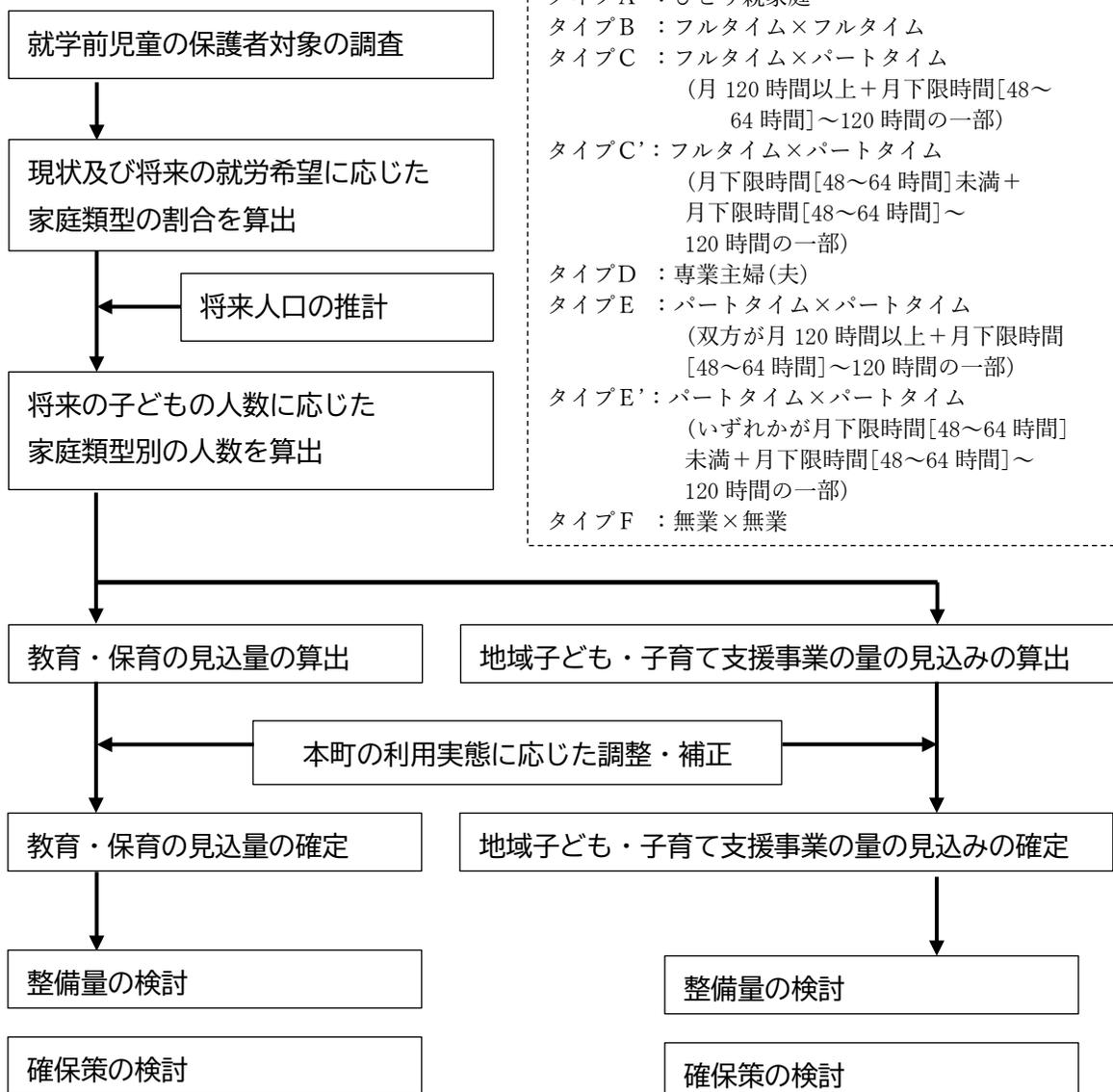
推計の手順

教育、保育の量の見込みの算出にあたっては、国が示す以下の算定手順に即して推計を行いました。

具体的には、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（改訂版 Ver2, 2024年（令和6年）10月）の手順で推計を行いました。その上で、実際の利用状況等を考慮した調整等を行いました。これは、国の手順書では「自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能」と記載されているためです。

国の推計手法の概要は以下の通りです。

図 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二ーズ量推計の流れ



2 将来の子どもの人数の推計

将来の子どもの人数については、町の将来人口推計の方向性を参照しつつ、2024年（令和6年）の常住人口をもとに、コーホート要因法にて推計を行いました。

表 本町の将来推計人口 (人)

年齢	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)
0歳	29	30	30	31	31
1歳	36	31	32	32	33
2歳	43	37	32	33	33
3歳	45	44	38	33	34
4歳	43	46	44	38	33
5歳	48	43	45	44	39
6歳	42	48	42	44	43
7歳	49	42	49	42	46
8歳	62	49	43	48	42
9歳	63	63	50	43	49
10歳	82	64	64	51	44
11歳	76	82	64	64	51

3 教育・保育提供区域の設定

本町では、今後地区によっては子どもの人数が増加することがあっても柔軟な対応が可能であるため、町全域を1つの提供区域として設定します。

4 教育・保育の量の見込み

① 1号, 2号, 3号認定とは

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

教育・保育給付の認定区分は以下の通りです。

教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者	保育必要量	給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園
			認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所
			認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所
			認定こども園
			小規模保育等

資料：こども家庭庁

② 1号, 2号認定の推計(3~5歳)

1号, 2号認定については, 国の推計手法で推計した結果, 実績との乖離が大きいため, 2024年(令和6年)の実績値をもとに補正を行いました。

子どもの人数は, 引き続き減少が見込まれるため, 1号, 2号とも微減となっています。既存の教育・保育施設を活用することにより, 量が確保できると見込まれます。

■ 3~5歳児の教育・保育 実績(人) ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	188	176	134	133
1号認定	62	73	51	47
2号認定	126	103	83	86

■ 3~5歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策(人) ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	131	127	123	113	104
1号認定	36	35	34	31	28
2号					
教育	17	16	16	16	16
保育	78	76	73	66	60
確保方策②	198	198	198	198	198
1号認定	70	70	70	70	70
2号認定	128	128	128	128	128
差②-①	67	71	75	85	94
1号認定	34	35	36	39	42
2号認定	33	36	39	46	52

③ 3号認定の推計

3号認定については、国の示す手順で推計を実施した上で、本町の実際の利用実績に応じた補正を行いました。

子どもの人数が今後微減となることが予測されます。

既存の保育施設を活用することにより、量が確保できると見込まれます。

■ 0～2歳児の保育 実績（人） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	60	57	66	68
0歳	17	14	15	11
1歳	25	19	22	30
2歳	18	24	29	27

■ 0～2歳児の保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	82	72	69	71	72
0歳	18	18	18	19	19
1歳	31	26	27	27	28
2歳	33	28	24	25	25
確保方策②	104	104	104	104	104
0歳	20	20	20	20	20
1歳	40	40	40	40	40
2歳	44	44	44	44	44
差②－①	22	32	35	33	32
0歳	2	2	2	1	1
1歳	9	14	13	13	12
2歳	11	16	20	19	19

5 地域子ども・子育て支援事業の見込み

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

2024年度（令和6年度）にこども家庭センターが設置されたことにより町内に2か所とします。

■ 利用者支援事業 実績 ■

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	か所数	1	1	1	1

■ 利用者支援事業 量の見込みと確保方策 ■

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	か所数	2	2	2	2	2
確保方策②	か所数	2	2	2	2	2
差③(②-①)	か所数	0	0	0	0	0

② 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間で、保育所、認定こども園等において、引き続き保育を実施する事業です。

子どもの人数が今後微減することを受けて、若干減少します。

既存の保育施設を活用することにより、量が確保できると見込まれます。

■ 延長保育事業 実績（人） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	112	106	90	112

■ 延長保育事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み 利用児童数/月 ①	115	108	104	100	95
確保方策②	130	130	130	130	130
差③(②-①)	15	22	26	30	35

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者の労働等による留守家庭の小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等で適切な遊び及び生活の場を与えることで、健全な育成を図る事業です。

2025年度（令和7年度）は低学年ではアンケートから把握した潜在需要を一定の比率で加算しています。その後は子どもの人数が今後微減することを受けて、若干減少すると設定しました。

■ 放課後児童健全育成事業 実績（人） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
低学年	75	63	52	65
高学年	29	24	37	30
合計	104	87	89	95

■ 放課後児童健全育成事業 量の見込みと確保方策（人） ■

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	1年生	26	29	25	27	26
	2年生	30	26	29	26	28
	3年生	30	30	26	29	26
	4年生	12	12	12	12	12
	5年生	10	10	10	10	10
	6年生	8	8	8	8	8
	低学年	86	85	80	82	80
	高学年	30	30	30	30	30
	合計	116	115	110	112	110
確保方策②		120	120	120	120	120
差③(②-①)		4	5	10	8	10

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育を行う事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業）です。

実際の利用はないですが、確保策として28人日分を用意しているため、将来も同様の目標としました。

■ 子育て短期支援事業 実績（人日） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	0	0	0	0

■ 子育て短期支援事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	28	28	28	28	28
確保方策②	28	28	28	28	28
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業です。

本事業は出産する人全員への提供を目指すため、40人と設定しました。

■ 乳児家庭全戸訪問事業 実績（人） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	37	46	33	37

■ 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保方策②	40	40	40	40	40
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑥ 養育支援訪問事業，子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業，子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は，養育支援が特に必要な家庭に対して，保健師や助産師等が居宅を訪問し，養育に関する相談に応じ，指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業です。要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため，要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と，ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。

今後対象となる子どもの人数が減少することを考慮して，2029年度（令和11年度）には20人と設定しました。

■ 養育支援訪問事業，子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 実績（人） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
特定妊産婦数	2	0	1	1
要支援児童数	14	14	10	7
要保護児童数	13	11	9	9

■ 養育支援訪問事業，

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業量の見込みと確保方策（人） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	20	20	20	20	20
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑦ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は，乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助を行う事業です。

国が示す手順に即して推計を行った結果，2029年度（令和11年度）には1,162人回と設定しました。現在，「とね子育て支援センター」として文間保育園内の1か所で開催しています。

■ 地域子育て支援拠点事業 実績（人回） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	1,054	925	1,039	937

■ 地域子育て支援拠点事業 量の見込みと確保方策（人回） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	1,291	1,176	1,127	1,150	1,162
確保方策②	1,291	1,176	1,127	1,150	1,162
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑧ 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園型預かり保育）

一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園型預かり保育）は、在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

本事業は、国が示す手順に即して推計を行った結果、2029年度（令和11年度）には1,808人日と設定しました。

■ 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園型預かり保育） 実績（人日） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	328	4,050	3,404	2,517

■ 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園型預かり保育） 量の見込みと確保方策（人日） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	2,332	2,263	2,181	1,979	1,808
確保方策②	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
差③(②-①)	468	537	619	821	992

⑨ 一時預かり事業（幼稚園型預かり保育以外）

一時預かり事業（幼稚園型預かり保育以外）は、日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預けることができる事業です。

本事業は、国が示す手順に即して推計を行った結果、2029年度（令和11年度）には705人日と設定しました。

■ 一時預かり事業（幼稚園型預かり保育以外） 実績（人日） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	532	186	190	472

■ 一時預かり事業（幼稚園型預かり保育以外） 量の見込みと確保方策（人日） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	849	801	770	736	705
確保方策②	850	850	850	850	850
差③(②-①)	1	49	80	114	145

⑩ 病児保育事業

病児保育事業は、家庭での保育が困難な病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

過去の実績を参考に推計しました。その結果、2029年度（令和11年度）には290人日を見込んでいます。

■ 病児保育事業 実績（人日） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	7	23	36	69

■ 病児保育事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	290	290	290	290	290
確保方策②	700	700	700	700	700
差③(②-①)	410	410	410	410	410

⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

過去の実績を参考に推計しました。その結果、2029年度（令和11年度）には90人日を見込んでいます。

■ 子育て援助活動支援事業 実績（人日） ■

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	1	47	0	104

■ 子育て援助活動支援事業 量の見込み（人日）と確保方策（人日） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	90	90	90	90	90
確保方策②	90	90	90	90	90
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑫ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本事業の量の見込みは、対象となる人の人数が今後微減することを受けて、若干減少すると設定しました。その結果、2029年度（令和11年度）には450人回を見込んでいます。

■ 妊婦健康診査事業 実績（人・人回） ■

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
実績	対象者数	64	58	59	66
	健診回数	506	449	465	447

■ 妊婦健康診査事業 量の見込みと確保方策（人・人回） ■

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	対象者数	55	55	55	55	55
	健診回数	450	450	450	450	450
確保方策 ②	対象者数	55	55	55	55	55
	健診回数	450	450	450	450	450
差 ③(②-①)	対象者数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

本事業は、2022年（令和4年）の児童福祉法改正により新設され、2024年（令和6年）4月から地域子ども・子育て支援事業として開始されたものです。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

今後、本町においても検討を予定しています。

⑭ 児童育成支援拠点事業

本事業は、2022年（令和4年）の児童福祉法改正により新設され、2024年（令和6年）4月から地域子ども・子育て支援事業として開始されたものです。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

今後、本町においても検討を予定しています。

⑮ 親子関係形成支援事業

本事業は、2022年（令和4年）の児童福祉法改正により新設された項目で、2024年（令和6年）4月から地域子ども・子育て支援事業として開始されたものです。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

今後、本町においても検討を予定しています。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

本事業は、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

当面の間、量の見込みに応じた確保方策を設定します。

■ 妊婦等包括相談支援事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	120	120	120	120	120
確保方策②	120	120	120	120	120
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑰ 産後ケア事業

本事業は、産後のケアを必要としている人に対して、原則5日以内で心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

自宅で身近な方のサポートが得られない母子に対し、医療機関等に日帰り又は宿泊して助産師等から指導及び支援が受けられるサービスを実施します。

■ 産後ケア事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	27	27	27	27	27
確保方策②	30	30	30	30	30
差③(②-①)	3	3	3	3	3

⑱ 乳児等通園支援事業

保育所などの施設において、満3歳未満の者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です（2026年度（令和8年度）より事業化予定）。

■ 乳児等通園支援事業 量の見込みと確保方策（人日） 0歳児 ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	—	12	12	12	12
確保方策②	—	12	12	12	12
差③(②-①)	—	0	0	0	0

■ 乳児等通園支援事業 量の見込みと確保方策（人日） 1歳児 ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	—	5	5	5	5
確保方策②	—	5	5	5	5
差③(②-①)	—	0	0	0	0

■ 乳児等通園支援事業 量の見込みと確保方策（人日） 2歳児 ■

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み①	—	9	8	8	8
確保方策②	—	9	8	8	8
差③(②-①)	—	0	0	0	0

6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

① 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれるため、各施設の状況に応じた翻訳機器の導入など、保育所等におけるICT化推進等事業を活用した支援を検討します。

② 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、以下の取組を行います。

ア 認定子ども園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

認定子ども園・保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、認定こども園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との連携をより充実します。

また、認定子ども園・保育園と小学校の子ども同士が交流する機会の充実を図ります。

イ 認定こども園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

認定こども園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。

あわせて、職員の資質向上のための取組のため、研修の受講促進を図ります。

ウ 適切な監査等の実施

法令に基づき実施する監査については、県と連携を図りながらより教育・保育の質の向上を図ることが出来るよう、より適切な監査等を行います。



V. 分野別事業の 展開



基本目標1 子どもと子育て家庭への支援充実

主要課題(1) 相談と情報提供の充実

子育て世帯の誰もが教育・保育サービスを利用するにあたって、必要な情報提供や相談を受けられることが大前提です。妊娠期から切れ目なく、サービスの質と量、さまざまな相談内容にきめ細やかに対応ができるよう体制の整備が必要です。また、サービスを必要とする人が必要なときにサービスを的確に受けられるよう、広報紙や掲示板、ホームページやSNSなど多様な手段で十分な情報提供をしていくことが求められています。

施策の方向

出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1	子育て相談(保育所等)事業	身近なところで子育て相談や子育ての情報を提供できるよう、保育所等において子育ての相談や情報の提供をします。	子育て支援課
1-1-2	保育所等地域活動	保育所の園庭開放、退所した児童や地域の児童との共同活動等を行い、地域の子育てを支援します。	子育て支援課
1-1-3	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育ての相談及び情報交換の場として文間保育園内の「とね子育て支援センター」において、実施します。	子育て支援課
1-1-4	育児相談	子育て、発育観察及び保健相談を実施します。乳幼児健診の事後フォローをする機会となっています。	子育て支援課
1-1-5	教育相談	指導主事、教育相談員、スクールソーシャルワーカーが、子育てや不登校等教育課題に関する子ども・保護者の相談窓口となり、子育て、不登校及び教育に関するすべての相談に対応します。	教育委員会 指導課
1-1-6	7～8ヶ月児相談	7～8ヶ月の乳児を対象とした離乳食指導と育児相談を行います。	子育て支援課

番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-7	子育て情報提供の充実	子育て支援ガイドブック・広報・ホームページ・携帯電話への情報メール配信等を含めたさまざまな媒体を利用し、子育て情報を提供します。 また、新たな情報提供手段として電子母子手帳の導入や妊娠届の電子申請を検討していきます。	子育て支援課
1-1-8	4～5ヶ月児相談	身体計測、育児相談、栄養相談（離乳食の進め方など）、予防接種状況の確認をします。	子育て支援課
1-1-9	子育て応援講座	お子さんを持つ保護者の方を対象に、お子さんの発達段階に応じた関わり方や子育てに関する悩みについて、発達を専門とする先生の講座を実施します。	子育て支援課

主要課題(2) 子育て家庭への経済的支援

物価高騰や不況が長引く状況下、非正規雇用の増加や不安定な雇用状態により、若い世代での貧困が問題となっており、少子化問題の要因として経済的な問題が大きいことがあげられます。安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的支援が求められます。

施策の方向

子育て家庭への経済的支援として、児童手当などの各種手当や幼児教育・保育の無償化を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-1	幼児教育・保育の無償化	教育・保育施設を利用している3歳以上の子ども、また0～2歳児の非課税世帯の子どもに対して、利用者負担額を無償化します。	子育て支援課
1-2-2	妊娠・出産祝い品支給事業	妊娠のお祝いに妊娠祝い品を支給します。	子育て支援課
1-2-3	児童手当事業	高校生相当までの児童を養育している父母等に対し手当を支給します。	子育て支援課
1-2-4	妊婦のための支援給付事業	妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時からの継続的な相談・支援の充実を図ります。また、同時に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る経済的支援を一体的に実施します。	子育て支援課

主要課題(3) 子育て支援ネットワーク・交流の場づくり

地域社会での人と人とのつながりの希薄化が問題となっている状況下、核家族化が進み、子育て世帯、特に母親が孤立しやすい状況となっています。少子化が進む中、子どもは地域の宝として、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、集いの場を整備し、子ども同士、親同士の交流の場を作ることが求められています。

施策の方向

雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の整備を進めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1	育児相談・ワイワイサロン事業	子育ての相談及び情報交換の場としてワイワイサロンを実施します。母親同士の交流の場としても活用します。	子育て支援課
1-3-2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	子育ての相談及び情報交換の場として文間保育園内の「とね子育て支援センター」において、実施します。	子育て支援課
1-3-3	ファミリー・サポート・センター事業(在宅福祉サービス事業)	利根町社会福祉協議会において、育児などの援助を受けたい人と行いたい人たちが会員になり、相互に援助しあう会員組織の事業を実施します。	福祉課



基本目標2 親と子の健康の確保と増進

主要課題(1) 子どもや母親の健康づくり

乳幼児が心身ともに健やかに成長するには保護者の健康と安定した家庭生活が不可欠です。保護者が安心して育児ができるよう相談体制、健診等の事業の充実を図り、保護者の心身の健康を支えるとともに、支援体制づくりに努め、子どもと母親の健康の確保を行うことが求められています。

施策の方向

妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備します。各種健診・相談・予防接種の充実を図ります。地域医療と救急医療体制の充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態などを記録できる母子健康手帳を交付します。	子育て支援課
2-1-2	妊産婦健康診査	妊産婦を対象として、医療機関における健康診査を行います。	子育て支援課
2-1-3	マタニティスクール	妊娠・出産などについて知識を学習してもらう機会を提供します。	子育て支援課
2-1-4	妊産婦相談	妊産婦の悩みや不安を軽減するため妊娠 28 週以降の妊婦に対し全員に電話相談をし、相談対応を行います。その他必要に応じて随時相談を行います。	子育て支援課
2-1-5	妊産婦訪問相談	妊産婦の悩みや不安などに対し、家庭訪問による相談対応を行います。主に新生児訪問と同時に行います。	子育て支援課
2-1-6	産後ケア事業	出産後、体調や子育ての不安などがあり、自宅で身近な方のサポートが得られない母子に対し、医療機関等に日帰り又は宿泊して助産師等から指導及び支援が受けられるサービスを実施します。	子育て支援課
2-1-7	新生児訪問相談	新生児及び乳児のいる家族を対象として保健指導を行います。	子育て支援課
2-1-8	乳児健康診査	3～5か月、9～11 か月を対象に、医療機関における健康診査を実施します。また、2025 年度（令和 7 年度）からは 1 ヶ月健診を新たに開始する予定です。	子育て支援課

番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-9	親子発達相談	子どもの発達を促すための療育指導を行います。	子育て支援課
2-1-10	幼児健康診査	1歳6か月、3歳を対象に集団健康診査を実施します。3歳は眼の検診も実施します。	子育て支援課
2-1-11	医療費の助成	未熟児養育医療や不育症治療費助成などの経済的負担の軽減を図ります。小児医療福祉費支給制度（茨城県）や特例小児医療福祉費支給制度（利根町）により、0歳児から高校3年生（年齢相当）まで医療費の助成を行います。 また、母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対しては、産婦人科でかかった医療費を助成している茨城県制度の妊産婦医療福祉費支給制度に加え、産婦人科以外の受診についても、町独自の助成を行い、妊産婦への医療費の助成を行います。	子育て支援課 保険年金課
2-1-12	妊婦のための支援給付事業(再掲)	妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時からの継続的な相談・支援の充実を図ります。また、同時に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る経済的支援を一体的に実施します。	子育て支援課



主要課題(2) 食育の推進

健全な生活習慣を維持するうえで、食事は大きな要素となります。乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させ、豊かな人間性の形成、さらには次世代においても安定した食習慣が受け継がれていけるように、各家庭での『食』への意識の向上と実践が求められています。

施策の方向

食への意識が希薄になり、食文化や食の安全性が失われつつあるため、食育を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1	離乳食指導	離乳食の進め方に関する指導を行います。	子育て支援課
2-2-2	乳幼児栄養相談	乳幼児の食事に関する悩みや困りごとに対する相談を行います。	子育て支援課
2-2-3	食育の推進	学校と家庭が連携し、望ましい食生活を推進し食生活の充実を図ります。 また、地域ボランティアと連携し、幅広い年齢に対して正しい食知識や望ましい食習慣の普及啓発を行います。	教育委員会 学校教育課 保健福祉センター



基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

主要課題(1) 学校教育環境の充実

次代の社会を担う人材を育てるうえで、学校教育は、重要な役割を担っています。多様化する現代社会に適應できるよう、幼児から少年期にかけての教育環境を向上させていくことが求められています。また、幼児期の教育・保育から小学校へとスムーズに移行できるよう、保育所、認定こども園等と小学校との連携強化が求められています。

施策の方向

幼保小連携を進め、円滑な接続に取り組み、適切な就学支援を行います。学校、家庭、地域が、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-1	個に応じた多様な指導方法の充実	ティームティーチング（複数の教員による学習指導）の積極的な取り入れなどにより、個に応じた指導を充実します。	教育委員会 指導課
3-1-2	英語指導助手(ALT)の活用	町立小中学校に合計3名の英語指導助手(ALT)を派遣します。	教育委員会 指導課
3-1-3	外部人材の活用	町立小中学校での外部人材の積極的な活用、教育ボランティア等の活用により、地域と連携協力し特色ある教育活動を進めます。	教育委員会 指導課
3-1-4	開かれた学校づくり	学校運営協議会を活用し、地域とともにある学校づくりを推進します。	教育委員会 指導課
3-1-5	保育所、認定こども園と小学校の連携	幼保小の相互の参観や交流、教職員の研修などを行い、小学校への円滑な移行のため連携を推進します。	教育委員会 指導課
3-1-6	教育課程特例校(英語)	小学校1・2年生は、教育課程特例校の指定を受け、週に1時間「英語活動」の時間を設け、早期から英語に慣れ親しむ活動を取り入れています。	教育委員会 指導課

主要課題(2) 体験・交流活動の推進と活躍の場の創出

子どもの日常生活にとって主要な時間を占める学校生活のほかにボランティア活動やスポーツ活動などの多様な体験活動、多世代との交流などを通じて、学校生活だけでは得られない豊かなこころと健康な身体を育ていけるような体験活動が求められています。

施策の方向

豊かな人間性を育む取組と、子どもの意見表明機会、自立や自己実現に向けた取組を推進し、学校教育と連携を図り、子ども体験事業の更なる充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
3-2-1	スポーツ少年団事業	スポーツを通じて、健全な心身を培いグループ活動の意義を身につけることを目的として事業を推進します。	教育委員会 生涯学習課
3-2-2	多様な体験活動の 機会の充実	異年齢集団活動を通し、多様な体験活動の機会を得られるよう、さまざまな学習や自然体験活動の場を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自然体験事業 ・小学生英語教室 ・夏休み体験教室 ・わくわく体験教室 また、小学校における異年齢集団活動、自然体験活動などにおいて、縦割り集団活動を位置づけ、子どもの情操を養います。 小学校の職場見学や中学校での職場体験学習などの社会体験活動を推進します。	教育委員会 生涯学習課 指導課
3-2-3	地域交流推進事業 の実施	地域の人材や素材などの授業への活用を行い、特色ある教育活動と地域との交流を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「利根地固め唄」の小学生への演技指導 	教育委員会 生涯学習課

主要課題(3) 家庭・地域の教育力の向上

一般社会に通用する学力を持った子どもを育てるにあたって、家庭内、地域社会両面での教育力の向上が不可欠です。親子がともに学び、家庭内での教育力の向上につながる学習機会や情報提供を行うことが求められています。

施策の方向

学校と地域の連携による学校支援体制の充実や子どもを地域全体で育む環境の整備を推進します。学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
3-3-1	教育相談体制の充実	子育てや不登校などの教育に関する相談に対し、指導主事、教育相談員、スクールソーシャルワーカーが電話や来所による定期的な個別面接相談に応じます。	教育委員会 指導課
3-3-2	異世代交流事業の充実	乳幼児と高齢者の交流活動を行います。	福祉課
3-3-3	家庭教育に関する学習機会の充実	小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会などを開催します。	教育委員会 生涯学習課 (文化センター)
3-3-4	親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる講座やスポーツなど、各種体験活動を推進し、世代を超えたふれあいの場を提供します。	教育委員会 生涯学習課
3-3-5	子どもの読書活動推進事業	関係する団体や機関と連携・協力して、利根町子ども読書活動推進計画(第2次)に沿った事業を展開することにより、本に親しむ環境の整備と、生涯にわたる読書習慣の醸成に努めます。	教育委員会 生涯学習課 (図書館)
3-3-6	スクールソーシャルワーカーの充実	児童生徒や保護者、教職員等のさまざまな悩みや相談を聞き、専門的な立場から助言を行います。	教育委員会 指導課
3-3-7	適応指導教室の設置	適応指導教室「とねっ子ひろば」を開設し、不登校児童生徒への支援を行います。	教育委員会 指導課

基本目標4 安全な子育て環境の整備

主要課題(1) 子どもの見守り体制の充実

子どもや子育て家庭にとって生活の場となる学校、認定こども園、保育所、道路及び公園など公共施設の安全性の確保、維持は非常に重要です。また、交通網の整備や歩道、街灯の整備により、町内での安全な移動を確保することや、犯罪から子どもを守る見守りボランティアの活動により、子どもが健やかに育つことができる社会・生活環境の整備が求められています。

施策の方向

子育て世帯が地域の中で見守られながら安心して生活できるよう、地域コミュニティの形成・強化を図ります。交通安全意識の啓発と危険個所の点検、子どもの交通安全対策を実施します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
4-1-1	教育・保育施設の整備	老朽化や安全面から改修が必要とされる施設について、計画的な整備を支援していきます。	子育て支援課
4-1-2	青少年相談事業の充実	青少年相談員と関係機関が連携を取り、子どもの犯罪を防止します。	教育委員会 生涯学習課
4-1-3	社会を明るくする運動の推進	毎年7月を強化月間として、講演会への参加や集会などを実施します。	福祉課
4-1-4	地域生活道路の維持	合同点検等により確認された、通学路や未就学児が通行する道路の問題点を解消し、安全に通行できる道路環境を整備します。	建設課
4-1-5	通学路の安全の確保	『通学路交通安全プログラム』に基づき、毎年、警察、道路管理者等と合同点検を実施し、危険個所については、必要な改善を行います。	教育委員会 学校教育課
4-1-6	防犯灯の整備	地域に必要な場所へ防犯灯の設置及び維持管理を行います。	防災危機管理課
4-1-7	関係機関との連携による防犯活動の実施	警察、認定こども園、保育所、学校、地域組織など関係機関との協力体制による防犯活動に取り組みます。	防災危機管理課 教育委員会 学校教育課 子育て支援課 地域組織

主要課題(2) 子どもの遊び場, 居場所の確保と充実

子どもが心身ともに成長する大切な時期において、その過ごし方は非常に重要です。町内にある公園などに加え、雨の日でも子どもが遊べる施設を整備保持し、いつでも子どもが集まって楽しめる場を確保することが必要です。町内の公園や地区集会所などの児童遊具の十分な安全性を保持し、子どもの成長を支える安全、安心な活動の場づくりが必要です。

施策の方向

公園や緑地の整備、子どもの活動の場の情報提供を推進します。また、公園施設や遊具の安全管理に努めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
4-2-1	公園の管理	公園の維持管理を行い、子どもの遊び場を提供していきます。	まち未来創造課
4-2-2	児童遊具の適正な管理	遊具の適正な管理など、子どもの安全な遊び場を確保します。	まち未来創造課 子育て支援課
4-2-3	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	子育ての相談及び情報交換の場として文間保育園内の「とね子育て支援センター」において、実施します。	子育て支援課
4-2-4	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	対象となる児童に対し、授業の終了後に遊びを主とする生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課



基本目標5 仕事と生活の調和の促進

主要課題(1) 働き方の見直しによる子育て環境の整備

女性も男性も、ともに仕事と子育て、地域活動などを両立させることができる社会が求められています。政府主導の働き方改革の推進により、長時間労働の見直しや仕事と子育て、介護などとの両立が進められていますが、依然として育児休業を取得しづらい職場環境や長時間労働の常態化は続いています。

引き続き、企業に対して子育てへの理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や県に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

施策の方向

職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発活動を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの周知を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
5-1-1	育児休業法の啓発	子育て期間中の父母の働き方の見直しなどについて、法律や制度に合わせ啓発を行います。	総務課 子育て支援課
5-1-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	広報とねや町公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスのあり方を考える機会の提供、また、町民・事業者に対し、育児・介護休業制度を周知し取得の促進を図るため、啓発活動を行います。 また、保育所等施設や児童クラブといった受け皿を確保し、母子保健各事業、一時預かり事業及び病児保育事業等の推進により、仕事と育児の両立を支援します。	政策企画課 子育て支援課

主要課題(2) 地域・家庭の家事分担等による負担の軽減

社会や時代潮流、経済状況の変化による、女性の社会進出に伴い、共働き家庭の増加が進んでいます。子育て家庭が、仕事と家庭の両立に悩むことなく、ゆとりを持って、家庭及び地域全体で子育てできる環境整備や多様な子育て支援、就労支援が必要です。

施策の方向

性別による固定的な役割分担にとらわれない子育てに向けた取組と、地域における負担軽減の取組を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
5-2-1	両親学級(マタニティスクールの内)	マタニティスクールに来た父親や祖父母等に性別による固定的な役割分担意識解消に向けた情報提供を行います。	子育て支援課
5-2-2	多様な保育事業の充実	こども誰でも通園制度等の導入により保護者等の多様なニーズに対応する保育事業を実施します。	子育て支援課
5-2-3	男性が参画するための支援	男性自身の性別による固定的役割分担意識の解消を図り、家庭生活・地域活動への積極的な参画を促進するための情報提供を行います。	政策企画課
5-2-4	子育て応援講座(再掲)	お子さんを持つ保護者の方を対象に、お子さんの発達段階に応じた関わり方や子育てに関する悩みについて、発達を専門とする先生の講座を実施します。	子育て支援課



基本目標6 誰も取り残されないための支援

主要課題(1) 多様な背景を踏まえた支援

市民の多様化が進む中、ひとり親家庭を含め、外国人家庭、貧困家庭など、生活をするうえで困難を持つ家庭も多様化し、年々増加しています。さまざまな困難家庭に適切に対応できる相談体制の充実や施策の情報提供の推進を図り、支援を必要とする人に適切に支援が受けられるようにすることが求められます。

施策の方向

ひとり親家庭や生活困窮世帯、多子世帯等に対し各種経済的支援や事業の情報提供を行い、多文化共生などの困難を抱える家庭の支援に努めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
6-1-1	経済的支援の実施	児童扶養手当、母子・父子家庭医療福祉費の支給、母子寡婦福祉資金の貸付案内を行います。	子育て支援課 保険年金課
6-1-2	ひとり親家庭交流事業	ひとり親家庭の親子や、親同士子ども同士の交流のために、事業委託し実施します。	子育て支援課
6-1-3	こども家庭センター	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する“子育て世代包括支援センター(母子保健)”とさまざまな子育てに関する心配事の相談等に対応する“子ども家庭総合支援拠点の機能をもつ児童福祉”が統合し、一体的な支援を行う体制になりました。 町内に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦に対し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポートを行います。	子育て支援課

主要課題(2) 障がい児等への支援

増加傾向にある障がいのある乳幼児，児童に対して，早期に把握し，適切な療育支援を行うことは，障がいのある乳幼児，児童にとって社会的に自立していくために特に大切です。

近年は，障がいの有無にかかわらず，保育園・認定こども園・幼稚園・学校等で，特別な支援を必要とする子どもが増えています。

今後も障がいの早期発見に努めるとともに，適切な指導・助言を行い，子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減，さらには障がいのある児童を受け入れることができる社会環境の整備に努めることが必要です。

施策の方向

早期発見に努め，療育，教育における適切な支援を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
6-2-1	障がい児保育	集団保育等を通じて，個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。	福祉課 子育て支援課
6-2-2	特別支援教育の充実	教育上，特別な配慮を要する児童生徒に対し，適正な就学指導を図ります。	教育委員会 指導課
6-2-3	各種手当の支給	特別児童扶養手当，障害児福祉手当，在宅心身障害児福祉手当を支給します。	福祉課
6-2-4	重度心身障害者医療福祉費の支給	重度心身障がい児に対し，医療費の支援を行います。	保険年金課
6-2-5	短期入所事業	障害者総合支援法に基づき，障がい児の短期入所事業を実施します。	福祉課
6-2-6	日中一時支援事業	重度心身障がい児が利用できる日中一時支援事業を実施します。	福祉課
6-2-7	特別支援教育相談員の配置	保護者及び教職員に対し，児童一人ひとりに応じた支援の在り方等についての相談や，発達検査を行います。	教育委員会 指導課

主要課題(3) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待件数は年々増加しており、新たな社会問題として取りざたされています。要保護児童対策地域協議会に係る代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三体制のもと、要保護児童に対し児童相談所、保育所、認定こども園、学校及び関係機関との連携と情報交換等により、発生予防から早期発見・早期対応に努めています。今後も、さらに関係機関の連携を深め、発生の予防と児童虐待の通告の受理から対応までの業務に関する役割分担などを調整する必要があります。

施策の方向

子どもの権利擁護の啓発、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、各機関との連携を図ることで、要保護児童の対策を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
6-3-1	要保護児童等対策地域協議会	関係各課、機関との連携により児童虐待の早期発見、虐待の予防に努めるとともに啓発活動を実施します。	子育て支援課
6-3-2	各種関連事業の連携強化	育児相談、教育相談及び発達相談、母子健康診査、訪問指導などを通じて、児童虐待の予防、早期発見と関係機関との連携による支援を行います。	子育て支援課 福祉課 教育委員会 指導課 児童福祉施設
6-3-3	主任児童委員、民生委員児童委員の活用	民生委員児童委員から、児童虐待の情報を得ることにより、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 福祉課
6-3-4	啓発事業	児童虐待防止のための広報・啓発等に関する取組を行います。	子育て支援課
6-3-5	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援課
6-3-6	こども家庭センター(再掲)	妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する“子育て世代包括支援センター(母子保健)”とさまざまな子育てに関する心配事の相談等に対応する“子ども家庭総合支援拠点の機能をもつ児童福祉”が統合し、一体的な支援を行う体制になりました。 町内に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦に対し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポートを行います。	子育て支援課



資料編



1 計画の策定経過

■利根町子ども・子育て支援会議開催状況

令和5年度	<p>第1回 令和5年10月13日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">●第2期子ども・子育て支援事業計画 令和4年度事業実績報告について●利根町子ども・子育て支援会議条例の制定について●令和6年度利用定員の変更について <p>第2回 令和6年3月1日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">●利根町子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について
令和6年度	<p>第1回 令和6年7月5日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">●子ども・子育て支援事業計画，ニーズ調査報告書説明他●計画書骨子案について <p>第2回 令和6年11月15日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">●令和7年度利用定員の変更について●第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について <p>第3回 令和7年1月17日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">●第3期子ども・子育て支援事業計画案について

2 利根町子ども・子育て支援会議条例

○利根町子ども・子育て支援会議条例

令和5年12月12日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、利根町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者）
- (4) 町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後に最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行日以降最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年8月31日までとする。

(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年利根町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 利根町子ども・子育て支援会議委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

	区分	所属	氏名	任期
1	学識経験者	更生保護女性会会長	鈴木 智恵子	令和7年8月31日
2	学識経験者	主任児童委員	高野 美香	令和7年8月31日
3	学識経験者	人権擁護委員	古田 吉光	令和7年8月31日
4	学識経験者	校長会会長	直井 由貴	令和7年8月31日
5	各種団体等	布川保育園保護者代表	小更 優里	令和7年8月31日
6	各種団体等	利根大和幼稚園保護者代表	岡崎 美波	令和7年8月31日
7	各種団体等	布川保育園園長	生芝 俊教 ○	令和7年8月31日
8	各種団体等	文間保育園園長	大竹 幸子	令和7年8月31日
9	各種団体等	東文間保育園園長	大竹 正人	令和7年8月31日
10	各種団体等	利根二葉幼稚園園長	落合 孝美	令和7年8月31日
11	各種団体等	利根大和幼稚園園長	羽生 丈夫 ◎	令和7年8月31日
12	各種団体等	もえぎ野わかば保育園	佐久間 亜矢	令和7年8月31日
13	各種団体等	利根町PTA連絡協議会	花嶋 美清雄	令和7年8月31日
14	各種団体等	青少年相談員	藤田 道子	令和7年8月31日
15	各種団体等	利根町商工会	鈴木 嘉祐	令和7年8月31日
16	一般町民	町民代表	川上 有香	令和7年8月31日
17	一般町民	町民代表	渡辺 のぶ子	令和7年8月31日



第3期
利根町子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行 茨城県利根町
編集 利根町子育て支援課
〒300-1696
茨城県北相馬郡利根町布川 841 番地1
電話 0297-68-2211(代表)
FAX 0297-68-6910

